

令和3年度

日野市男女平等行動計画
本部評価報告書

= 令和2年度施策・事業を評価 =

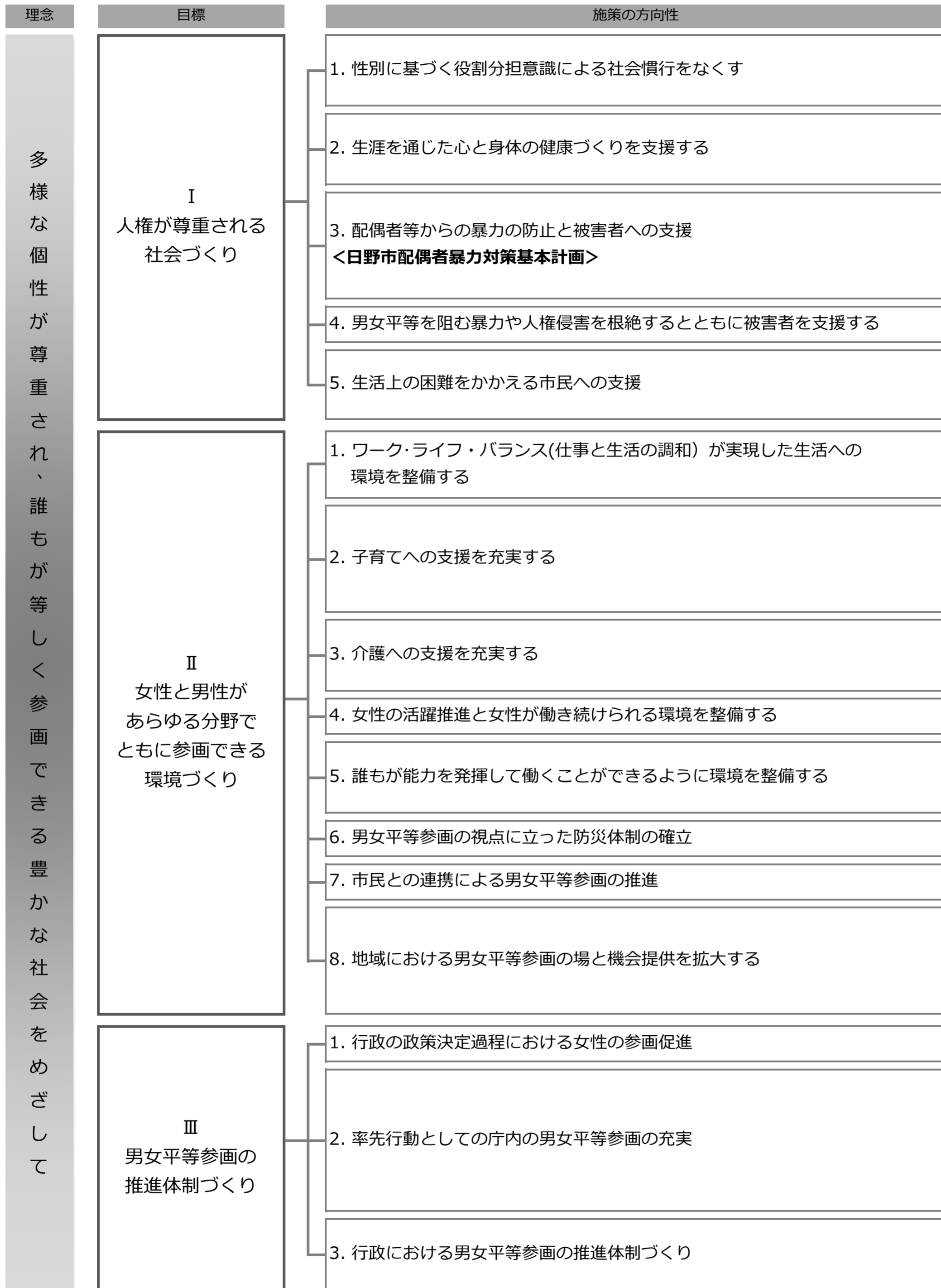
令和3年9月

日野市企画部平和と人権課

目 次

1	計画の体系図	1
2	はじめに	3
3	評価スケジュール	3
4	評価の基本的な考え方	3
5	担当課評価(事業評価)	4
6	本部評価(施策評価)	4
7	担当課評価・本部評価結果	5

1 計画の体系図



★は重点施策

施策	
—	1 家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる ★
	2 メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育
—	1 性の尊重、性差医療に関する普及啓発
	2 性差に応じた健康支援の実施
—	1 配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化 ★
	2 配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援
	3 市の体制整備と連携強化
—	1 その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実
—	1 生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発
	2 ひとり親家庭への支援
—	1 ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進 ★
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ
—	1 多様なニーズに対応する保育体制の充実 ★
	2 子育てを地域で支える仕組みの充実
	3 男性の育児への参加促進
—	1 男女がともに介護を担う意識づくり
	2 介護者への支援 ★
—	1 女性へのライフステージを通じた就業支援 ★
—	1 雇用における男女平等参画の推進
	2 事業所等における意思決定過程への女性参画促進
—	1 防災対策における女性の参画推進 ★
—	1 市民・事業者等との連携
—	1 意思決定段階への男女双方の参画推進
	2 男性高齢者の社会参加の促進 ★
	3 女性の参画推進による農業活性化
—	1 委員会などにおける男女比率の適正化の推進
—	1 男女平等に関する職員研修の充実
	2 男女が対等に働く職場づくり
	3 ハラスメント相談及び防止体制の充実
	4 職員のワーク・ライフ・バランスの推進
—	1 男女平等推進センターの役割の整理と事業充実
	2 苦情処理制度の整備

2 はじめに

「第3次日野市男女平等行動計画」は、「人権が尊重される社会づくり」、「女性と男性があらゆる分野でもに参画できる環境づくり」、「男女平等参画の推進体制づくり」の3つの目標の実現を目指し、市民・事業者・市が協働していくための具体的な行動計画で、平成28年度から令和2年度を計画期間としています。

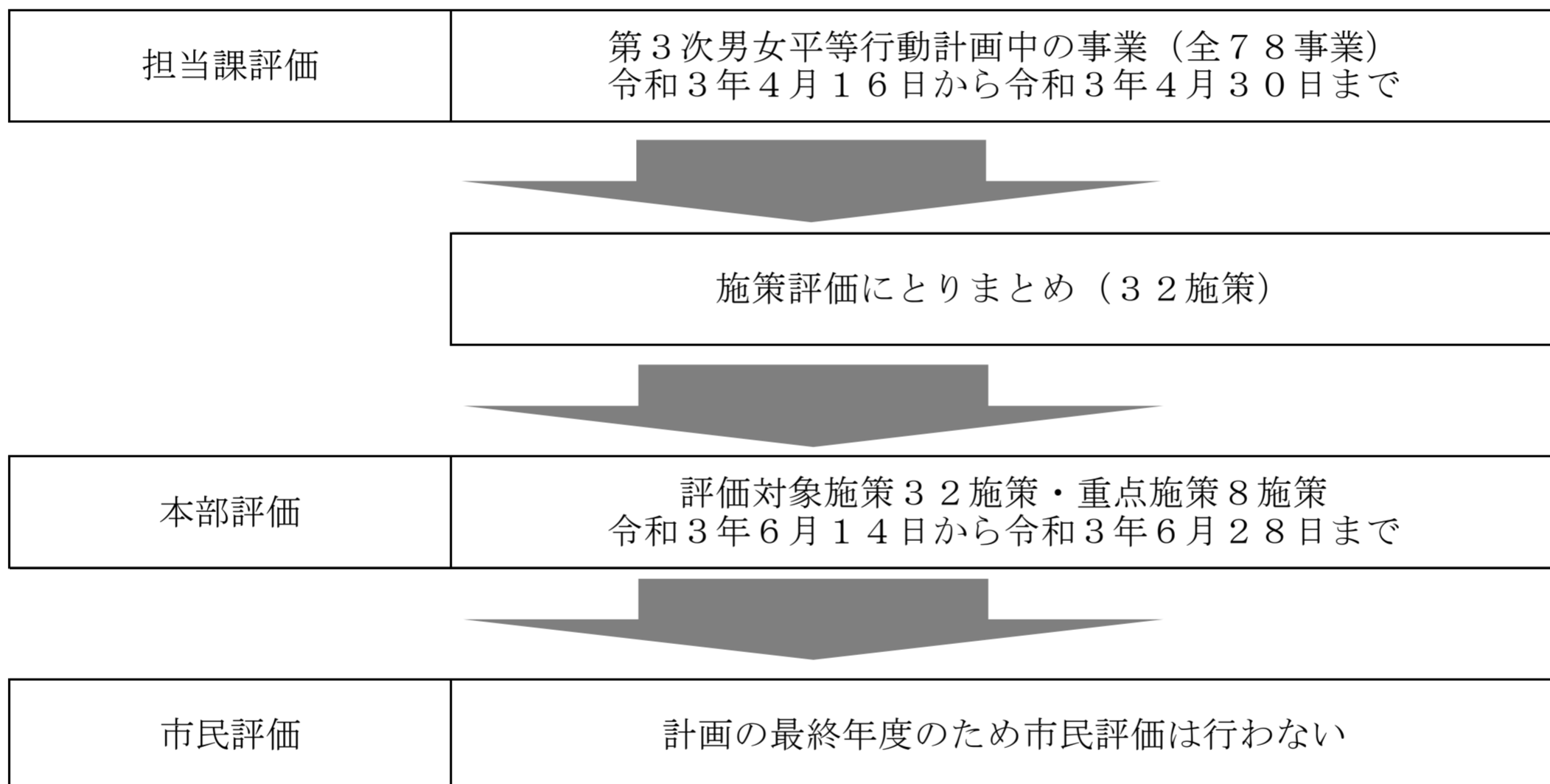
計画に盛り込まれている各課が行う事業(78事業)については、担当課が評価を行い、担当課評価結果をもとに、施策(32施策)及び重点施策について本部評価を実施しました。

このたび、令和2年度施策・事業の評価結果がまとまりましたので、その内容について報告いたします。

3 評価スケジュール

評価のスケジュールは下図のとおり。

行動計画に記載されている78事業に対して担当課による自己評価(担当課評価)を行い、本部評価にて32施策にとりまとめて評価した。



4 評価の基本的な考え方

(1) 評価の基本的な考え方

- ① 各担当課の事業執行により、男女平等、男女共同参画がどれだけ推進されたのか。
- ② 目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開がなされているか。

(2) 評価点

以下のとおり、5段階で評価する。

- ① 「大いに達成できた」…5
- ② 「やや達成できた」…4
- ③ 「どちらともいえない」…3
- ④ 「やや達成できなかった」…2
- ⑤ 「達成できなかった」…1

5 担当課評価（事業評価）

- (1) 評価期間 令和3年4月16日から令和3年4月30日まで
- (2) 評価対象事業及び対象課
 - *対象事業 78事業
 - *評価担当課 17部署+関連部署
- (3) 評価方法 評価シートを各課へ電子データ送信。
各事業の達成状況を5段階で評価し、評価の理由を記入。
- (4) 評価結果 5ページから58ページ参照。

6 本部評価（施策評価）

- (1) 評価期間 令和3年6月14日から令和3年6月28日まで
- (2) 評価対象施策 32施策・重点施策8施策
- (3) 評価方法 評価シートを本部評価委員へ電子データ送信。
担当課評価をもとに、各施策の達成状況を5段階で評価し、重点施策(8施策)のみ評価コメントを記入。
- (4) 評価結果 5ページから58ページ参照。
- (5) 本部評価委員名簿

企画部長	岡田 正和
総務部長	小平 裕明
子育て課長	飯倉 直子
発達・教育支援課長	萩原 美和子
平和と人権課長	仲田 裕子

※評価結果における「平成31年」及び「平成32年」の表記はそれぞれ「令和元年」及び「令和2年」に読み替えるものとする。

7 担当課評価・本部評価結果

令和2年度 第3次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧
 目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の評価						事業の評価							
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		28	29	30	31	32年度			28	29	30	31	32年度
I-1-1★	家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる	4.2	4.4	4.5	4.4	4.3	1	保育士・教職員などへの男女平等意識の醸成	4.3	4.3	4.7	4.3	4.7
							2	学校現場における男女平等参画の推進	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							3	家庭・地域・職場での男女平等参画に関する各種講座の実施	4.0	4.0	4.5	4.0	4.0
							4	情報紙（男女平等推進センターだより）の発行と配布	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							5	ホームページを活用した情報提供の充実化	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
							6	男女平等に関する図書・視聴覚教材の貸出と充実化	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
							7	新しい人権を尊重する意識の醸成と相談体制の整備	4.0	4.3	4.3	4.3	3.7
I-1-2	メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育	4.0	4.0	5.0	3.3	3.3	8	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	5.0	5.0	5.0	3.5	3.5
							9	メディア・リテラシーの育成	3.0	3.0	5.0	3.0	3.0
I-2-1	性の尊重、性差医療に関する普及啓発	4.4	4.1	4.1	3.9	3.9	10	学校における発達段階に応じた性教育の実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							11	からだ性と性に関する正確な情報の提供	4.0	3.5	3.5	3.3	3.0
							12	エイズや性感染症についての情報提供	4.5	4.5	4.5	4.3	4.5
							13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	4.0	3.5	3.5	3.3	3.0
I-2-2	性差に応じた健康支援の実施	3.0	4.0	4.3	4.3	4.3	14	女性特有の疾患に対する健康教育と検診実施	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							15	更年期専門外来の実施	2.0	4.0	5.0	5.0	5.0
							16	こころの健康支援（相談実施）	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
I-3-1★	配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化	4.3	4.8	5.0	4.8	4.9	17	DVの未然防止と早期発見のための啓発実施	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							18	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	4.5	4.5	5.0	4.5	4.8
I-3-2	配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援	4.5	4.5	4.5	4.5	4.0	19	緊急一時保護の実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							20	被害者の回復（自立）支援	3.5	3.5	3.5	3.5	4.0
							21	民間シェルターへの財政的支援	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0
I-3-3	市の体制整備と連携強化	4.6	4.5	4.6	4.6	4.7	22	情報管理の徹底	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							23	DV対応マニュアルの見直しと活用	4.5	4.0	4.5	4.5	4.8
							24	関連窓口を含む職員等の研修実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							25	各種関連窓口間の連携強化	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
I-4-1	その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	26	セクハラ・パワハラ等に関する啓発、情報提供	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							27	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、情報提供	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
							28	学校における暴力根絶のための教育実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							29	被害者に対する相談の実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
I-5-1	生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発	4.3	4.0	4.3	4.0	4.3	30	生活相談の実施	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0
							31	経済支援の実施	5.0	5.0	5.0	4.0	5.0
							32	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
I-5-2	ひとり親家庭への支援	3.7	4.3	4.0	4.3	4.0	33	ひとり親家庭への相談体制の充実	4.0	5.0	4.0	5.0	4.0
							34	ひとり親家庭への情報提供	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
							35	ひとり親家庭の生活・自立支援	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

令和元年度 第3次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧
 目標Ⅱ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の評価							事業の評価						
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		28	29	30	31	32年度			28	29	30	31	32年度
Ⅱ-1-1★	ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進	3.5	3.5	4.0	3.5	3.0	36	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	3.5	3.5	4.0	3.5	3.0
Ⅱ-1-2	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5	37	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
							38	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
							39	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
Ⅱ-2-1★	多様なニーズに対応する保育体制の充実	4.0	4.0	4.3	4.3	4.3	40	待機児童の解消	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
							41	一時保育・ショートステイ・トワイライトステイの充実	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0
							42	延長保育、休日保育、病児・病後児保育の促進	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
Ⅱ-2-2	子育てを地域で支える仕組みの充実	4.0	3.9	3.9	4.3	4.1	43	子育てを地域で支える拠点の充実	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							44	地域の人材を活用した子育て支援	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0
							45	子育て情報の提供	4.0	3.8	3.8	4.0	4.3
Ⅱ-2-3	男性の育児への参加促進	3.8	4.2	4.3	4.3	4.0	46	ママ・パパクラス（妊娠・産後の育児勉強会）への参加促進	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							47	子育てサークル・子育てひろば等への参加促進	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
							48	文化、スポーツ、レクリエーション活動を通じた男性の子育て支援	2.5	3.5	4.0	4.0	3.0
Ⅱ-3-1	男女がともに介護を担う意識づくり	4.0	4.0	3.5	3.5	3.0	49	男女がともに介護を担う意識づくりのための啓発、情報提供	4.0	4.0	3.5	3.5	3.0
Ⅱ-3-2★	介護者への支援	4.5	5.0	4.5	5.0	3.5	50	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	5.0	5.0	4.0	5.0	2.0
							51	地域で支え合う仕組みづくり（認知症カフェ設置等）の検討	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
Ⅱ-4-1★	女性へのライフステージを通じた就業支援	3.8	3.7	3.8	4.0	3.0	52	女性の再就職支援	4.5	4.0	4.0	4.5	3.5
							53	女性の創業支援	4.0	4.0	3.5	3.5	2.5
							54	女性のためのキャリア相談の実施	3.0	3.0	4.0	4.0	3.0
Ⅱ-5-1	雇用における男女平等参画の推進	4.0	3.8	3.9	3.6	4.0	55	雇用における男女平等推進のための情報提供・啓発	4.0	4.0	4.0	3.5	4.0
							56	労働に関する相談と情報提供	4.0	3.7	3.7	3.7	4.0
Ⅱ-5-2	事業所等における意思決定過程への女性参画促進	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	57	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
Ⅱ-6-1★	防災対策における女性の参画推進	3.2	3.2	3.4	3.5	3.5	58	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							59	女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進	3.5	3.5	3.8	4.5	4.0
							60	男女のニーズに配慮した避難物資の整備	3.0	3.0	3.3	3.0	3.5
Ⅱ-7-1	市民・事業者等との連携	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	61	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							62	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
Ⅱ-8-1	意思決定段階への男女双方の参画推進	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	63	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画促進	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							64	地域での女性の能力活用	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
Ⅱ-8-2★	男性高齢者の社会参加の促進	4.5	4.5	4.5	4.5	3.0	65	男性高齢者の閉じこもり防止促進	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							66	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	4.0	4.0	4.0	4.0	1.0
Ⅱ-8-3	女性の参画推進による農業活性化	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5	67	女性農業者の役割の適切な評価	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							68	女性の視点を生かした農業活性化への支援	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0

令和元年度 第3次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧
 目標Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の評価						事業の評価							
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		28	29	30	31	32年度			28	29	30	31	32年度
Ⅲ-1-1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	69	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							70	女性が参加しやすい環境整備	5.0	5.0	5.0	5.0	
Ⅲ-2-1	男女平等に関する職員研修の充実	3.5	3.0	3.0	3.0	3.0	71	男女平等の理解を深める研修の実施	3.5	3.0	3.0	3.0	3.0
Ⅲ-2-2	男女が対等に働く職場づくり	2.8	4.0	4.0	3.8	4.0	72	昇任選考の受験促進	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0
							73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	3.5	4.0	4.0	3.5	
Ⅲ-2-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	74	相談及び防止体制の充実	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0
Ⅲ-2-4	職員のワーク・ライフ・バランスの推進	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							76	定時で業務が終了する職場づくり	2.0	2.0	2.0	2.0	
Ⅲ-3-1	男女平等推進センターの役割の整理と事業充実	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	77	男女平等推進センターの機能・体制の整理と効果的な周知方法の検討と実施	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
Ⅲ-3-2	苦情処理制度の整備	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	78	男女平等相談窓口の設置	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

1-1-1 ★重点施策	家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる	担当課	学校課・子育て課・保育課・男女平等課(←平和と人権課)・中央公民館・市長公室・総務課(←企画調整課)
--------------------	---	------------	---

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の 1 性別に基づく役割分担意識による社会慣行をなくす
 方向性

- 家族・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる
 男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。
 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会(研修など各種講座、情報紙やホームページを活用した情報提供等)を充実します。また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。
- メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育
 市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。
 さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主體的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	保育士・教職員などへの男女平等意識の醸成	学校課・子育て課・保育課	子どもの保育や教育などに携わる保育士・教職員などに職員研修等による男女平等意識の普及・啓発を図る。	教職員研修実施 1回以上/年	教職員研修実施 1回以上/年	教職員研修実施 1回以上/年	保育士・教職員などの男女平等意識が高まっている。	4.3	4.3	4.7	4.3	4.7
2	学校現場における男女平等参画の推進	学校課	学校生活において、男女の固定的な役割分担による偏りをなくす取り組みをする。	固定的な役割分担になっていないか意識啓発を図る。	固定的な役割分担になっていないか意識啓発を図る。	固定的な役割分担になっていないか意識啓発を図る。	各教科等において、男女平等教育に関わる内容を適切に取上げ、互いの違いを認めつつ、個人として尊重される学校づくりが行われている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
3	家庭・地域・職場での男女平等参画に関する各種講座の実施	男女平等課(←平和と人権課)・中央公民館	男女平等参画に関する情報を収集し市民へ提供する。性差別、性別に基づく固定的役割分担意識及び偏見などを解消し、一人ひとりが男女平等に関する認識を深めるための講座など、学習の機会を提供する。	講座内容の検討及び各種講座の実施 LGBT入門講座の継続的な実施	講座内容の検討及び各種講座の実施 LGBT入門講座の継続的な実施	講座内容の検討及び各種講座の実施 LGBT入門講座の継続的な実施	各種講座が実施され、市民の男女平等・人権尊重意識が高まっている。	4.0	4.0	4.5	4.0	4.0
4	情報紙(男女平等推進センターだより)の発行と配布	男女平等課(←平和と人権課)	情報紙(男女平等推進センターだより)を発行する。	発行回数1回/年	発行回数1回/年	発行回数1回/年	男女平等推進センターだよりの発信により、市民の男女平等・人権尊重意識が高まっている。	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
5	ホームページを活用した情報提供の充実化	男女平等課(←平和と人権課)	男女平等推進センターのホームページを活用し、情報提供を行うために内容を充実する。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。	情報発信回数2回以上/年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。	情報発信回数2回以上/年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。	情報発信回数2回以上/年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。	見やすいホームページを発信し、市民の男女平等・人権尊重意識が高まっている。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
6	男女平等に関する図書・視聴覚教材の貸出と充実化	男女平等課(←平和と人権課)	市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。	適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。併せて男女平等推進センターの周知を図る。	適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。併せて男女平等推進センターの周知を図る。	適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。併せて男女平等推進センターの周知を図る。	図書・視聴覚教材などを活用し、市民の男女平等・人権尊重意識が高まっている。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

1-1-1 ★重点施策	家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる	担当課	学校課・子育て課・保育課・男女平等課(←平和と人権課)・中央公民館・市長公室・総務課(←企画調整課)
-------------	--	-----	--

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
7	新しい人権を尊重する意識の醸成と相談体制の整備	男女平等課(←平和と人権課)・市長公室・総務課(←企画調整課)	多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりと理解促進(性的少数者など)のための情報提供を行い、相談体制を整備する。	講座・パネル展等の実施と相談体制の充実を図る。 子どもたちからの人権メッセージ発表会の継続 定期的な人権身の上相談の継続及び周知 職員を対象とした人権啓発研修(同和問題、LGBT)を実施する(3～5年で医療職を除く全職員が受講を完了する予定)。	講座・パネル展等の実施と相談体制の充実を図る。 子どもたちからの人権メッセージ発表会の継続 定期的な人権身の上相談の継続及び周知 職員を対象とした人権啓発研修(同和問題、LGBT)を実施する(3～5年で医療職を除く全職員が受講を完了する予定)。	講座・パネル展等の実施と相談体制の充実を図る。 子どもたちからの人権メッセージ発表会の継続 定期的な人権身の上相談の継続及び周知 職員を対象とした人権啓発研修(同和問題、LGBT)を実施する(3～5年で医療職を除く全職員が受講を完了する予定)。	学習機会の提供等により、新しい人権尊重意識が高まり、相談体制も整っている。	4.0	4.3	4.3	4.3	3.7

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
<p>No.1 (学校課) ・各幼(5園)・小(17校)・中学校(8校)の代表からなる、日野市人権教育推進委員会において、研修会・情報交換を行った。 ・「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した研修を行う中で、教職員の人権感覚も高めるよう取り組んだ。 ・定例の校長会・副校長会において、人権教育についてとりあげ、各学校において児童・生徒が性別等に関係なく互いを認め合い、尊重する態度で接し、学習に取り組めるよう適正な男女平等推進につなげた。</p> <p>(子育て課) ・学童クラブ職員に対し、職員間での関係では相手を尊重すること、児童育成においては子ども達一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて任用説明会や学童会議等で啓発を図った。</p> <p>(保育課) ・各園ごとの職員会議において意識の確認を行った。</p>	<p>No.1 (学校課) (子育て課) ・研修のようにはっきりと男女平等を意識した形での啓発ができていない。</p> <p>(保育課)</p>	<p>No.1 (学校課) (子育て課) ・男女平等意識・人権尊重意識を反映した児童育成の取り組み</p> <p>(保育課) ・引き続き、職員会議を通して男女平等意識・人権尊重意識の確認を行う。</p>
<p>No.2 (学校課) 学級経営の中で、児童・生徒がお互いを認め合い尊重する態度の育成を図った。学校行事等を通して男女が協力し合う取り組みを行った。</p>	<p>No.2 (学校課)</p>	<p>No.2 (学校課)</p>
<p>No.3 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画週間パネル展の実施(R2.6/15～29:多摩平森ふれあい館1階) ・DV被害防止啓発、女性の再就職、地域防災における男女共同参画等に関する各種講座を実施できた。</p> <p>(中央公民館) ・令和2年度公民館成人事業として「これからの生き方について著者と語ろう」(全3回)を実施した。 ・「超ソロ社会と結婚のカタチ」(第1回目)では、データ分析のもと、変化していく社会の中で「結婚は男女の幸せ」という観念に縛られない「自分の生き方」探しのヒントとなる講義であった。 ・「この社会の生きづらさはどこから?」(第2回目)は『「ほとんどない」ことにされている側から見た社会の話を。』著小川たまか氏を迎え、女性の生きづらさ、性暴力の実態などを話した。</p>	<p>No.3 (男女平等課(←平和と人権課)) (中央公民館) ・目標であったLGBTに関する講座を実施できなかった。 ・また、人権啓発講座においても、「多様性」を意識した講座の実施は少なかった。</p>	<p>No.3 (男女平等課(←平和と人権課)) ・講座開催日時・内容の検討を行う。 (中央公民館) ・令和2年度より開始している「第二次日野市公民館基本構想・基本計画」内の目標にて「現代社会の『生きづらさ』を学びによるコミュニティで応援する事業の実施」、「憲法・人権講座の充実」を掲げている。3年度以降も引き続き学びを通じた支援を充実させたい。</p>
<p>No.4 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」を1回発行し、市内各施設、市内外関連部署、自治会長へ配布した。</p>	<p>No.4 (男女平等課(←平和と人権課))</p>	<p>No.4 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内容を精査し、紙面の充実を図る。</p>
<p>No.5 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府の情報をリンクするなど情報提供した。 ・講座の実施案内を掲載した。</p>	<p>No.5 (男女平等課(←平和と人権課))</p>	<p>No.5 (男女平等課(←平和と人権課)) ・必要と思われる情報をよりの確かかつ迅速に発信する。</p>
<p>No.6 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を増やした。</p>	<p>No.6 (男女平等課(←平和と人権課))</p>	<p>No.6 (男女平等課(←平和と人権課)) ・蔵書の充実と整理。</p>

1-1-1 ★重点施策	家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる	担当課	学校課・子育て課・保育課・男女平等課(←平和と人権課)・中央公民館・市長公室・総務課(←企画調整課)
--------------------	---	------------	---

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
<p>No.7 (男女平等課(←平和と人権課)) ・性的マイノリティ理解促進についてのパネル展(R2.12/4~20:多摩平の森ふれあい館1階)を実施した。また、多摩平の森ふれあい館内チラシラック等にリーフレットや他自治体のイベント・取組を配架した。居場所事業として、月1回の虹友カフェを実施した(4.5.1.2.3月は非常事態宣言により中止)。 ・東京三弁護士会多摩支部主催の相談事業(面接・電話)について市HPや窓口に掲載、また市内小中学校へ教育委員会を通じ、校内に掲示を依頼した。 ・中学校へのデートDV出張講座内にて性的マイノリティについてもふれて講義した(7校実施)。 ・男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」に相談機関や「虹友カフェ」の案内を掲載し幅広く周知した。令和元年度から開設されている東京都総務局の「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」についても掲載した。 ・多摩地域にて性的少数者についての啓発・支援活動を行っている団体を共催して、「虹友カフェ～LGBTとその家族・友人のためのコミュニティスペース」を毎月第3日曜日に開催した。 (市長公室) 実施できたこと ・人権擁護委員パネル展 人権の基本的な考え方を周知することにより、市民の人権尊重に対する意識啓発。 ・法務局の実施している人権電話相談(みんなの人権110番)の周知。 (総務課) ・新型コロナウイルスにより同和問題研修・LGBT研修の両方を中止とせざるを得なかったが、都より啓発資料「みんなの人権」をいただき対象者に配布するという代替措置を行った。</p>	<p>No.7 (男女平等課(←平和と人権課)) ・月1回、虹友カフェを実施した(4.5.1.2.3月は非常事態宣言により中止)。 (市長公室) ・小中学生を対象とした子どもたちからの人権メッセージ発表会※コロナ感染拡大防止のため中止。 ・人権身の上相談※コロナ感染拡大防止のため休止。 (総務課) ・研修の実施</p>	<p>No.7 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き、居場所事業を実施し、当事者に寄り添った支援を行っていく。 (市長公室) ・コロナ禍による、小中学生を対象とした継続可能な学習機会の提供。 ・新たな相談対応が可能な設備等の充実。 (総務課) ・コロナがいつまで続くかにより、研修をどう実施するかが課題となる。</p>

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.2
29年度	4.4
30年度	4.5
31年度	4.5
32年度	4.3



本部評価委員 コメント
<p>・男女平等意識・人権意識を定着させるには、子供のころからの学びや体験したことの影響が大きく、子どものころからの教育が極めて重要である。繰り返し研修や講座を実施し、教育に携わる方々や親、地域の方々など、より多くの子供たちに接する方が参加できるよう工夫をしてもらいたい。</p> <p>・市民に向けて男女平等意識を啓発することは大変難しい事業である。パネル展、フォーラム、男女平等推進センターの事業を通して、より市民に身近に感じられる題材を用いて多くの市民が参加したくなるように啓発する方法を検討されたい。</p> <p>・男女平等意識の啓発、定着に加え、性的マイノリティ、外国人等、人権の視点からの理解も深めていかなければならない。一方でコロナ禍の状況もあり、今後一層工夫が求められる時代になってきている。開催方法や項目を検討しながら、取組の幅や枠を広げていっていただきたい。</p> <p>・性的マイノリティの方々の居場所づくり事業「虹友カフェ」は素晴らしい事業である。今後も彼らに寄り添いながら継続していただきたい。</p>

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-1-2	メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育	担当課	市長公室・男女平等課(←平和と人権課)・全庁
-------	---	-----	------------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の 1 性別に基づく役割分担意識による社会慣行をなくす
 方向性

- 家族・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる
 男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。
 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会(研修など各種講座、情報紙やホームページを活用した情報提供等)を充実します。また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。
- メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育
 市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。
 さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
8	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	市長公室・男女平等課・全庁	市が発信する情報について、ジェンダー(社会的な男女の区別)にとらわれない表現を徹底し、ジェンダーの視点にたった市発行物の点検をする。男女平等に関する表現指針を必要に応じて見直し、活用する。	ジェンダーにとらわれない表現を徹底。その視点で市の発行物を点検・発行する。 表現指針を必要に応じて見直し、配布する。	ジェンダーにとらわれない表現を徹底。その視点で市の発行物を点検・発行する。 表現指針を必要に応じて見直し、配布する。	ジェンダーにとらわれない表現を徹底。その視点で市の発行物を点検・発行する。 表現指針を必要に応じて見直し、配布する。	男女平等に関する表現を誰もが平等に扱われる表記に徹底している。 クレーム数0件/年	5.0	5.0	5.0	3.5	3.5
9	メディア・リテラシーの育成	男女平等課	メディアからの情報を適切に読み解き、活用する力を育てるための学習の機会を提供する。	メディアリテラシーに関する講座の実施を検討する。	メディアリテラシーに関する講座を実施する。	メディアリテラシーに関する講座の実施する。	学習機会の提供により、情報を適切に読み解き活用する力がついている。	3.0	3.0	5.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.8 (市長公室) ・市広報および市公式ホームページにおいて、ジェンダーにとらわれた表現とならないよう、発行、発信前の点検を実施した。 (パプコメ、イベントの参加者募集など、申し込み時に必要な項目として性別が含まれている記事は、主管課に性別を聞く必要があるのか確認し、不要な場合は削除した) (男女平等課(←平和と人権課)) 男女平等に関する表現指針の内容確認を行った。	No.8 (市長公室) ・市広報にイラストを載せる場合に、ジェンダーにとらわれたものになっていないかという確認が徹底できていない。 (男女平等課(←平和と人権課))	No.8 (市長公室) ・市広報、市公式ホームページ、LINEなど、情報発信時にはジェンダーにとらわれない表現を徹底できるよう、男女平等に関する表現指針を確認する。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・必要に応じて見直し、法改正等世相を反映した表現を活用していく。
No.9 (男女平等課(←平和と人権課)) ・メディアリテラシーに関する講座の実施を検討した。	No.9 (男女平等課(←平和と人権課)) メディアリテラシーに関する講座は検討したが実施に至らなかった。(平成30年度に実施済み)	No.9 (男女平等課(←平和と人権課)) ・メディアリテラシーに関する講座の開催を検討・実施する。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.0
29年度	4.0
30年度	5.0
31年度	3.3
32年度	3.3



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-2-1	性の尊重、性差医療に関する普及啓発	担当課	学校課・健康課・男女平等課(←平和と人権課)
-------	-------------------	-----	------------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

- 目標 1 人権が尊重される社会づくり
 施策の方向性 2 生涯を通じた心と身体の健康づくりを支援する

- 性の尊重、性差医療に関する普及啓発
 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。学校においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、性に関する正しい知識の普及に努めます。
- 性差に応じた健康支援の実施
 男女ともに、一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、心身に関する正確な知識・情報を提供します。特に女性に対し、的確な医療を選択できるよう、性差医療について周知をします。また、がんなどの疾病は早期発見が重要であるため、健康診査やがん検診の必要性を広く周知します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
10	学校における発達段階に応じた性教育の実施	学校課	学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施する。	学習指導要領に基づく授業の実施	学習指導要領に基づく授業の実施	学習指導要領に基づく授業の実施	体育科・保健体育科を中心に性教育が実施されている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
11	からだ性とに関する正確な情報の提供	健康課・男女平等課(←平和と人権課)	家庭で子どもに対し、性に関する正しい知識を伝えるための情報提供を行う。	保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる 適切な情報提供を随時行う。	保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる 適切な情報提供を随時行う。	保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる 適切な情報提供を随時行う。	正しい情報提供により、からだ性とに関する理解が深まっている。	4.0	3.5	3.5	3.3	3.0
12	エイズや性感染症についての情報提供	学校課・健康課	エイズや性感染症について、予防・早期発見のため、発達段階に応じた正しい知識の普及、情報提供を行う。	学習指導要領に基づく授業の実施	学習指導要領に基づく授業の実施	学習指導要領に基づく授業の実施	保健体育科の授業や情報発信により、エイズや性感染症に関する正しい知識が普及している。	4.5	4.5	4.5	4.3	4.5
13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	健康課・男女平等課(←平和と人権課)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の考え方に基づく、女性の性の尊重及び生き方の決定に関する啓発、情報提供を行う。	ママパパクラスの受講を通してリプロダクティブヘルスの理解が深まる 適切な情報提供を随時行う。	ママパパクラスの受講を通してリプロダクティブヘルスの理解が深まる 適切な情報提供を随時行う。	ママパパクラスの受講を通してリプロダクティブヘルスの理解が深まる 適切な情報提供を随時行う。	正しい情報提供により、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解が深まっている。	4.0	3.5	3.5	3.3	3.0

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-2-1	性の尊重、性差医療に関する普及啓発	担当課	学校課・健康課・男女平等課(←平和と人権課)
-------	-------------------	-----	------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.10 (学校課) ・学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動等において、性及び性感染症に関する正しい知識を普及させる授業を行った。	No.10 (学校課)	No.10 (学校課)
No.11 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・乳幼児健診において個別相談の場面で正しい知識を伝えている。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	No.11 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため通常通りの運営がむずかしかった。 (男女平等課(←平和と人権課))	No.11 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため通常運営ができるかが課題。 (男女平等課(←平和と人権課))
No.12 (学校課) 学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動等において、性及び性感染症に関する正しい知識を普及させる授業を行った。 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・妊娠届出時に性感染症に関するリーフレットを配布	No.12 (学校課) (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・転入妊婦を含め、全数に配布することができた。	No.12 (学校課) (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・大きな課題なし。今後も妊娠届出時に全妊婦に配布し、併せて面接の中で保健指導も行っていく。
No.13 (健康課) ・ママパパクラスにおいて家族計画についての教育を実施 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	No.13 (健康課) ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催方法の変更により参加人数の減少。 (男女平等課(←平和と人権課))	No.13 (健康課) ・新型コロナウイルスの感染状況を考慮した開催方法の検討。 (男女平等課(←平和と人権課))

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.4
29年度	4.1
30年度	4.1
31年度	3.9
32年度	3.9



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-2-2	性差に応じた健康支援の実施	担当課	健康課・市立病院・男女平等課(←平和と人権課)
-------	---------------	-----	-------------------------

1. 第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の方向性 2 生涯を通じた心と身体の健康づくりを支援する

- 性の尊重、性差医療に関する普及啓発
 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。学校においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、性に関する正しい知識の普及に努めます。
- 性差に応じた健康支援の実施
 男女ともに、一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、心身に関する正確な知識・情報を提供します。特に女性に対し、的確な医療を選択できるよう、性差医療について周知をします。また、がんなどの疾病は早期発見が重要であるため、健康診査やがん検診の必要性を広く周知します。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

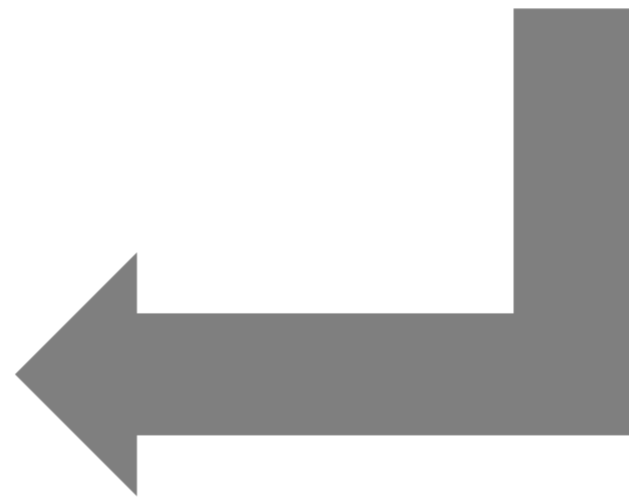
No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況					
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
14	女性特有の疾患に対する健康教育と検診実施	健康課	女性特有の子宮頸がん検診、及び乳がん検診を実施する。また、その重要性について周知し、受診率を上げる。	子宮頸がん検診受診率 17.8%	子宮頸がん検診受診率 18.2%	子宮頸がん検診受診率 18.6%	子宮頸がん検診受診率 18.9%	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
15	更年期専門外来の実施	市立病院	更年期の体の変調に対応した専門外来を充実する。	委員会の定例開催	実施に向けた進捗管理	実施に向けた進捗管理	課題・問題点を整理し早期の実現を図るため、院内委員会において定期的な進捗管理が行われている。	2.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
16	こころの健康支援(相談実施)	男女平等課(←平和と人権課)	こころの健康を支援する相談(女性相談)を実施する。	女性相談の実施 2回/週	女性相談の実施 2回/週	女性相談の実施 2回/週	女性相談の実施により、こころの健康維持への支援体制が整っている。 女性相談2回/週	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
<p>No.14 (健康課) ・乳がん検診、子宮がん検診の実施と、受診勧奨のために各種勧奨通知発送。 ・10月のピンクリボン活動としては、コロナ禍によりイベントは中止し、七生支所の展示を行った。</p>	<p>No.14 (健康課) ・コロナ禍により、ピンクリボンイベントと集団での健康教育は中止した。</p>	<p>No.14 (健康課) ・要精密検査者の受診勧奨</p>
<p>No.15 (市立病院) ・平成30年より「女性内科」を開設。40歳から65歳の更年期周辺世代の女性を対象とした内科で、更年期症状の陰に他の内科疾患が隠れていないかの鑑別診断と治療、生活習慣病の診断・初期指導などが主な診療内容。第2・第4水曜日、15:00～17:00、予約制。内科医師による診療のため、心療内科や精神科領域、カウンセリング等については対象外。 ・院内委員会により概ね半期ごとに運営状況の把握と更なる充実に向けた検討を継続して進めている。</p>		<p>No.15 (市立病院) ・他診療科との連携 ・外来スペースの拡大 ・新型コロナウイルス感染拡大防止等。</p>
<p>No.16 (男女平等課(←平和と人権課)) ・「女性相談」を実施した。 実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(全91日、367コマ) 女性相談件数:233件(内「心身・性的こと」7件)</p>	<p>No.16 (男女平等課(←平和と人権課))</p>	<p>No.16 (男女平等課(←平和と人権課)) ・継続実施。事業の周知を進める。</p>

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.0
29年度	4.0
30年度	4.3
31年度	4.3
32年度	4.3



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-3-1 ★重点施策	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署
--------------------	-------------------------------	------------	----------------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 1 人権が尊重される社会づくり
 施策の 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援(日野市配偶者暴力対策基本計画)
 方向性

- 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化
 DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し、暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし、連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。
- 配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援
 被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。
- 市の体制整備と連携強化
 DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
17	DVの未然防止と早期発見のための啓発実施	男女平等課(←平和と人権課)	加害者の自覚と被害者の気づきを促す啓発事業を実施する。啓発紙、パネル展、講演会などにより、DV防止や早期発見のための周知を行うとともに、関連機関に情報提供し、連携を強化する。	講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制を強化する。	啓発により、DVが未然に防止され、DVから逃れる人が増えている。	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
18	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署	女性相談、関連部署の相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施する。	女性相談の実施 2回/週 相談者の状況をよく聞き取り、また相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、連携をはかる。	女性相談の実施 2回/週 相談者の状況をよく聞き取り、また相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、連携をはかる。	女性相談の実施 2回/週 相談者の状況をよく聞き取り、また相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、連携をはかる。	相談の中で必要な支援を洗い出し、各機関と連携した支援がされている。	4.5	4.5	5.0	4.5	4.8

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.17 (男女平等課(←平和と人権課)) ・DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」(偶数月第3土曜日、全6回中5回実施、参加者述べ43名) ・DV防止・啓発のためのパネル展を実施 「STOP THE DV」(R2.11/12～25:多摩平の森ふれあい館1階)、2階集会室前壁面にパネルを常時展示 ・加害者の自覚を促す啓発事業として、「DVチェックシート」及び「相談先案内カード:パートナーへの暴力をしていませんか?」を多摩平の森ふれあい館トイレに設置した。 ・若者を取り巻く性犯罪・性暴力の相談窓口やワンストップ支援センターについてHPに掲載し、周知した。 ・デートDV出張講座を市内中学校7校にて実施した。 ・女性相談員と支援担当部署との情報交換会を年度末に実施した。 ・必要に応じて、庁内部署と連携し、支援の必要な方の情報共有を行った。	No.17 (男女平等課(←平和と人権課)) ・DV土曜講座はコロナの影響にて、4月のみ実施できず。	No.17 (男女平等課(←平和と人権課))
No.18 (男女平等課(←平和と人権課)) ・「女性相談」を実施した。 実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(日中) 全91日、367コマ 女性相談件数:233件 (関連部署) ・相談者の主訴や抱える課題等をしっかりと把握し、状況に応じて庁内の関係課、外部機関と連携し、包括的な支援を行うことができた。	No.18 (男女平等課(←平和と人権課)) (関連部署) ・相談者の状況の変化(特に精神面)が大きく、把握に苦慮し、その後の支援に影響する場合もあった。しかし、関係機関との連携には問題なかった。	No.18 (男女平等課(←平和と人権課)) (関連部署) ・状況変化が大きい相談者の現状把握が難しいことから、相談者とのコミュニケーションをしっかりと行うことや、引続き関係機関と密な連携を取る。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.3
29年度	4.8
30年度	5.0
31年度	4.8
32年度	4.9



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-3-1 ★重点施策	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署
-------------	------------------------	-----	---------------------

本部評価委員 コメント

- ・中学3年生に実施した「デートDV出張講座」は、若年層から「人権とは何か」という切り口から、DVや性犯罪の被害防止について知る大変重要な機会である。また、市内のほぼ全中学校(1校のみ実施できず)に実施している意義も大きい。他自治体に先駆けて行っている、先駆的な取り組みであるので、今後も是非継続していただきたい。
- ・庁内の連携体制、関係機関との連携は大変重要である。研修会などを通して最新の情報を提供し、より良い支援体制が構築できるようお願いしたい。
- ・コロナ禍による社会情勢の変化で、それぞれ苦慮されていることとは思う。が、コロナ禍の今だからこそ、ニーズが高まっている状況もあるため、様々な相談部署や市の窓口からDVの兆候を察知し、適切な支援に繋がるよう、今後も引き続きお願いしたい。
- ・様々な施策を講じていることを評価するとともに、できるだけ多くの人に情報がとどく工夫を講じていただきたい。

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-3-2	配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署
-------	-------------------------------------	-----	---------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 1 人権が尊重される社会づくり
 施策の 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援(日野市配偶者暴力対策基本計画)
 方向性

- 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化
 DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し、暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし、連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。
- 配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援
 被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。
- 市の体制整備と連携強化
 DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況					
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
19	緊急一時保護の実施	関連部署	警察、民間支援団体等関連機関との連携を強化しすみやかに被害者を保護する。	被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	保護に必要な被害者が、すみやかに一時保護されている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
20	被害者の回復(自立)支援	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署	被害者の回復(自立)のため、住居・生活・就労などについて各制度を活用し、総合的に支援を行う。	被害者の状況の聞き取りを慎重におこなう。被害者へ工夫して情報提供をおこなう。最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。	被害者の状況の聞き取りを慎重におこなう。被害者へ工夫して情報提供をおこなう。最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。	被害者の状況の聞き取りを慎重におこなう。被害者へ工夫して情報提供をおこなう。最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。	各制度の情報提供が適切に行われ、総合的に被害者の回復(自立)に向けた支援がされている。	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	4.0
21	民間シェルターへの財政的支援	男女平等課(←平和と人権課)	民間シェルターへの財政的支援を行う。	補助金の支給を行う	補助金の支給を行う	補助金の支給を行う	継続的な財政的支援により、民間シェルターが効率的に運営されている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.19 (関連部署) ・令和2年度の緊急一時保護件数:11件 ・すみやかに被害者を保護し、本人の意向を尊重し、自立に向けた支援を進めることができた。その中で、保護に繋がる体制基盤となる都や協定施設、繋ぎ先の施設等、関連機関としっかり連携できた。その後も関係機関と定期的に連絡を取り合い、継続的な支援を行っている。		No.19 (関連部署) ・施設のルールが厳しく、一時保護を希望する人の意向に添えない場合がある。世の中の流れなどもあることから、施設のルールの見直しについて、施設と意見交換などをしていく必要がある。
No.20 (男女平等課(←平和と人権課)) ・女性相談事業において各制度を案内した。また、各制度の小冊子やパンフレット等を男女平等推進センター等に配架し、情報提供を行った。 ・DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間」を実施し、被害者の心の回復のための支援を行った(偶数月第3土曜日6回中5回実施述べ41名)。また、「女性相談事業」を実施し(実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(全91日、367コマ)女性相談件数:233件(内、DV56件)、傾聴や支援に応じた関係機関等の情報提供を行った。 (関連部署) ・被害者の意思を尊重しながら、今後の自立に向けた活用できる資源を丁寧に説明し、一緒に考えながら、個々の状況に合わせた支援を行うことができた。	No.20 (男女平等課(←平和と人権課)) ・DV土曜講座はコロナの影響にて、4月のみ実施できず。	No.20 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き情報提供や講座を開催し、被害者の回復のための支援を行う。 (関連部署) ・一時保護し、配偶者等と離れた生活になると、精神的不安定感が強まり、様々な支援を関係機関と一緒に決定しても、上手く進まないこともあるため、寄り添った丁寧な支援を継続的に行う必要がある。
No.21 (男女平等課(←平和と人権課))	No.21 (男女平等課(←平和と人権課)) ・補助金支出先が後継者不足等の理由により平成元年度で廃業したため補助金の支出は行われなかった。	No.21 (男女平等課(←平和と人権課))

I-3-2	配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署
-------	------------------------------	-----	---------------------

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.5
29年度	4.5
30年度	4.5
31年度	4.5
32年度	4.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-3-3	市の体制整備と連携強化	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署
-------	-------------	-----	---------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 1 人権が尊重される社会づくり
 施策の 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援(日野市配偶者暴力対策基本計画)
 方向性

- 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化
 DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し、暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし、連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。
- 配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援
 被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。
- 市の体制整備と連携強化
 DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況					
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
22	情報管理の徹底	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署	被害者が安全で安心して生活できるよう情報管理を徹底する。	庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。	庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。	庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。	情報漏洩 0件	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
23	DV対応マニュアルの見直しと活用	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署	DV被害者に対しすみやかに、二次被害も出さずに対応するため、庁内におけるDV対応マニュアルを必要に応じて見直す。	DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。	DV対応マニュアルを見直し周知する。 庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。	DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。	被害者の二次被害 0件	4.5	4.0	4.5	4.5	4.5	4.8
24	関連窓口を含む職員等の研修実施	男女平等課(←平和と人権課)	関連窓口を含む職員等に対して、DVのさまざまなテーマに応じて研修を行う。	DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。	DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。	DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。	職員が正しい知識を習得し、適切に対応ができています。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
25	各種関連窓口間の連携強化	男女平等課(←平和と人権課)	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を定期的に開催し、情報交換を行い、連携を強化する。また、必要に応じて関連機関を含めた連絡会を開催する。	職員研修の実施	職員研修の実施	職員研修の実施	連絡会の開催により、適切な対応ができています。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-3-3	市の体制整備と連携強化	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署
-------	-------------	-----	---------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.22 (男女平等課(←平和と人権課)) ・庁内担当者向けに、連絡会を书面開催し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。 (関連部署) ・被害者の安全・安心を最優先にし、必要最小限の情報提供をおこなった。	No.22 (男女平等課(←平和と人権課))	No.22 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き、DV被害者の安全確保及び自立に向け情報共有を図っていく。 (関連部署) ・情報の管理や提供についての検証が必要である。
No.23 (男女平等課(←平和と人権課)) ・DV被害者担当者連絡会事務局にてDV対応マニュアルの再確認を行った。 (関連部署) ・マニュアルがあることで、被害者の情報管理や情報提供ができた。結果、二次被害の発生はなかった。	No.23 (男女平等課(←平和と人権課))	No.23 (男女平等課(←平和と人権課)) (関連部署) ・現在の状況にあったマニュアルになっているか常にアンテナを張って見直しにつなげる必要がある。
No.24 (男女平等課(←平和と人権課)) ・庁内担当者向けに、連絡会を书面開催し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。	No.24 (男女平等課(←平和と人権課))	No.24 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き、DV被害者の安全確保及び自立に向け情報共有を図っていく。
No.25 (男女平等課(←平和と人権課)) ・庁内担当者向けに、連絡会を书面開催し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。	No.25 (男女平等課(←平和と人権課))	No.25 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き、DV被害者の安全確保及び自立に向け情報共有を図っていく。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.6
29年度	4.5
30年度	4.6
31年度	4.6
32年度	4.7



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-4-1	その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・学校課・関連部署
-------	----------------------------------	-----	-------------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の 4 男女平等を阻む暴力や人権侵害を根絶するとともに被害者を支援する方向性

● その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実
 地域や学校、職場においてセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性暴力などの、男女平等を阻むさまざまな暴力を防止するために、情報提供をはじめとした意識啓発をすすめるとともに、被害者への相談を実施します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
26	セクハラ・パワハラ等に関する啓発、情報提供	男女平等課(←平和と人権課)	ハラスメント防止に向けて啓発・情報提供を行う。	パネル展の実施及び情報提供を行う。	パネル展の実施及び情報提供を行う。	パネル展の実施及び情報提供を行う。	ハラスメント防止の意識が高まっている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
27	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、情報提供	男女平等課(←平和と人権課)	あらゆる暴力(人身取引、性の商品化等を含む)や性犯罪、ストーカー行為等を含むさまざまな暴力を防止するための啓発を行う。	随時情報提供を行う。	随時情報提供を行う。	随時情報提供を行う。	あらゆる暴力防止の意識が高まっている。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
28	学校における暴力根絶のための教育実施	学校課	学校において、暴力根絶をめざした社会の形成に向けた教育を実施する。	学習指導要領に基づいた授業の実施	学習指導要領に基づいた授業の実施	学習指導要領に基づいた授業の実施	児童・生徒の発達段階に応じ、道徳の時間や特別活動の時間を中心に暴力のない生活づくりに向けた教育が行われている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
29	被害者に対する相談の実施	男女平等課(←平和と人権課)・関連部署	被害者のための相談機能を充実させる。	女性相談の実施 2回/週 被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。	女性相談の実施 2回/週 被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。	女性相談の実施 2回/週 被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。	女性相談の実施により、暴力被害者への支援がされている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-4-1	その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・学校課・関連部署
-------	----------------------------------	-----	-------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
<p>No.26 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画週間等パネル展や、東京都・他自治体の啓発事業の告知を行い、情報提供を行った。 ・HP・広報等で相談窓口について掲載し市民に周知した。</p>	<p>No.26 (男女平等課(←平和と人権課))</p>	<p>No.26 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き啓発事業や情報提供を行う。</p>
<p>No.27 (男女平等課(←平和と人権課)) ・パープルリボンプロジェクト(過年度実施)で作製されたもの(リボン、パッチワーク)をパネル展にて展示した。(DV防止・啓発のためのパネル展「STOP The DV」(11月12日～11月25日)(多摩平の森ふれあい館1階) 同時に多摩平の森ふれあい館入口付近の窓にクリスマスツリーにパープルリボンを装飾したり、DV防止啓発を行った。 ・若年層を取り巻く性犯罪・性暴力について、「AV出演強要」「JKビジネス」「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力」についてパネル展、ホームページに掲載した。 ・HP・広報等でDVに関する事項及び相談窓口を掲載し市民に周知。情報発信することができた。 ・デートDV出張講座を市内中学校7校にて実施し、若年層に直接伝えることができた。</p>	<p>No.27 (男女平等課(←平和と人権課))</p>	<p>No.27 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き啓発事業を行う。</p>
<p>No.28 (学校課) ・学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動等において、暴力根絶に向けた教育を実施した。</p>	<p>No.28 (学校課)</p>	<p>No.28 (学校課)</p>
<p>No.29 (男女平等課(←平和と人権課)) ・「女性相談」を実施した。実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(全91日、367コマ) 女性相談件数:233件(内、DV56件) ・DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施(偶数月第3土曜日実施:参加者述べ41人)。回復の為にプロセスや心の傷を皆と共有したり、被害者に寄り添った支援ができた。 (関連部署) ・情報共有を行いながら相談窓口の棲み分けを行い、相談者の状況に寄り添った支援をおこなうことができた。</p>	<p>No.29 (男女平等課(←平和と人権課))</p>	<p>No.29 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き相談事業等、被害者に寄り添った支援を行う。 (関連部署) ・暴力被害者本人以外の方から相談窓口の案内を求められた場合の対応について、場所や関係機関との連携も含め、マニュアルに盛り込む必要がある。</p>

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.8
29年度	4.8
30年度	4.8
31年度	4.8
32年度	4.8



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-5-1	生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発	担当課	セーフティネットコールセンター・子育て課・男女平等課(←平和と人権課)
-------	-----------------------------------	-----	-------------------------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 1 人権が尊重される社会づくり
 施策の 5 生活上の困難をかかえる市民への支援
 方向性

- 生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発
 就労や生活困窮、生活の不安などに対し、生活相談や経済的な支援を実施します。また、将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、職業訓練等の就労支援についての情報提供や、啓発を行います。
- ひとり親家庭への支援
 生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、相談体制の充実、情報提供、子育てのための時間の確保、子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣や経済的支援など、自立に向けたサポートを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上的目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
30	生活相談の実施	セーフティネットコールセンター	就労や生活困窮、生活の不安などに対し生活相談を実施する。	生活困窮者の相談をきめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	福祉の初期総合相談窓口について周知していく。生活保護に陥る前に包括的な支援を行い、自立に繋げていく。就労準備支援事業開始に向けての準備	福祉の初期総合相談窓口について周知していく。生活保護に陥る前に包括的な支援を行い、自立に繋げていく。H32年度就労準備支援事業開始に向けての仕様検	支援に必要な関係機関との連携を深め、新たな社会資源の開拓を図り、より充実した支援につなげている。	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0
31	経済支援の実施	子育て課	貧困の世代連鎖を防ぐため、家庭の経済状況により子どもの進学の機会や学力・意欲の差が生じることがないように経済的な支援を行う。	各制度の周知と適正な支給の継続	各制度の周知と適正な支給の継続	各制度の周知と適正な支給の継続	各種手当の周知と適正な支給が継続されている。	5.0	5.0	5.0	4.0	5.0
32	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	男女平等課(←平和と人権課)	仕事に就くための、また、非正規・臨時雇用から、正規雇用や希望の職業へステップアップするための情報提供を行う。	情報提供またはセミナー開催1回/年	情報提供またはセミナー開催1回/年	情報提供またはセミナー開催1回/年	情報提供により、正規雇用、希望の職業へのステップアップが進んでいる。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
<p>No.30 (セーフティネットコールセンター) ・福祉の初期総合相談窓口令和2年度相談受付件数:延べ8,850件(※生活困窮及び生活保護相談件数。相談実人員3,531人) ・個々の複合的な課題を把握し、状況に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、包括的に支援をすることができた。 ・相談窓口に関わった生活困窮者を、関係機関と連携し、包括的な支援を行うために、生活困窮者自立相談支援調整会議の定例会1月に開催し、潜在的困窮者(疑いがある者含)を早期に窓口に関わりでもらう連携体制の強化を確認した。また、個別のケース会議を必要に応じ、随時開催した。 ・生活困窮者の自立相談窓口のチラシを、市内ミニバスやスーパーなどにも配架した。 ・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を新たに開始した:130回(延べ回数)開催、77名(※延べ人数)参加。</p>		<p>No.30 (セーフティネットコールセンター) ・生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、「自尊心の低下」、「病気や障害」等により、自ら支援窓口に通うのが難しい方が多いため、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、支援機関に確実に繋いでいくことが必要。 ・相談員の不足。 ・就労準備支援事業における職業体験の場所の拡充。</p>
<p>No.31 (子育て課) ・他課との連携により、受給資格者へ制度周知を行った結果申請につなげることができている。</p>	<p>No.31 (子育て課) ・資格喪失者へ受給済み手当を返還請求、勧奨を行っているが、完納が難しい。</p>	<p>No.31 (子育て課) ・他課との連携強化とともに、制度周知に努める。</p>
<p>No.32 (男女平等課(←平和と人権課)) ・ハローワーク八王子と連携し、「仕事と子育てを両立したい方のためのパソコン講習」を年2回実施。また、東京しごと財団と連携し、「女性のための再就職セミナー」を開催し、再就職について、情報提供を実施することができた。</p>	<p>No.32 (男女平等課(←平和と人権課))</p>	<p>No.32 (男女平等課(←平和と人権課))</p>

I-5-1	生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発	担当課	セーフティネットコールセンター・子育て課・男女平等課(←平和と人権課)
-------	----------------------------	-----	-------------------------------------

4. 施策の評価(本部評価)

28年度	4.3
29年度	4.0
30年度	4.3
31年度	4.0
32年度	4.3



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-5-2	ひとり親家庭への支援	担当課	セーフティネットコールセンター・子育て課
-------	------------	-----	----------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 1 人権が尊重される社会づくり
 施策の 5 生活上の困難をかかえる市民への支援
 方向性

- 生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発
 就労や生活困窮、生活の不安などに対し、生活相談や経済的な支援を実施します。また、将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、職業訓練等の就労支援についての情報提供や、啓発を行います。
- ひとり親家庭への支援
 生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、相談体制の充実、情報提供、子育てのための時間の確保、子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣や経済的支援など、自立に向けたサポートを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況					
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
33	ひとり親家庭への相談体制の充実	セーフティネットコールセンター	母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図る。	・児童扶養手当現況届出期間中は土曜日にも相談窓口を設置する。 ・新事業開始に伴い、母子・父子自立支援員を1名増員する。	・児童扶養手当現況届出期間中は土曜日にも相談窓口を設置する。	・児童扶養手当現況届出期間中は土曜日にも相談窓口を設置する。	研修等の受講により母子・父子自立支援員の質の向上を図り、相談者の問題の把握とそれに対するきめ細やかな支援が実施されている。	4.0	5.0	4.0	5.0	4.0	
34	ひとり親家庭への情報提供	セーフティネットコールセンター	「ひとり親家庭のしおり」、「セミナー」などによる情報提供の充実を図る。	・「ひとり親家庭のしおり」の改訂に向けた準備をおこなう ・セミナーを年2回開催 テーマ(予定) ①「教育費と家計管理」 ②「養育費」 ※②については、個別相談も実施	・「ひとり親家庭のしおり」改訂 ・セミナーを年2回開催 ひとり親の支援制度利用者の体験談を入れたものを検討	・改訂した「ひとり親家庭のしおり」を関係機関へ配付し、関連機関へ最新の制度の周知を図る ・セミナーを年2回以上開催 1年を通じてシリーズ化した内容による	ひとり親家庭への支援に必要な情報提供が、適切に実施されている。	セミナー開催2回/年	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
35	ひとり親家庭の生活・自立支援	セーフティネットコールセンター・子育て課	ひとり親家庭への生活支援(ホームヘルパー派遣、経済的支援)及び、ひとり親家庭が自立するための資金の貸付、給付事業、就労支援事業を実施する。 ホームヘルプサービス事業の安定的実施の継続	・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・ひとり親支援セミナーで教育費を取り上げるのに合わせ、教育資金の貸付け制度の周知を工夫して行う	・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる教育訓練等の給付事業の周知方法の見直しを図る ホームヘルプサービス事業の安定的実施の継続	・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・児童扶養手当受給者で就労に繋がらない人への支援をおこなう ホームヘルプサービス事業の安定的実施の継続	ひとり親家庭に対するホームヘルプサービスや貸付支援等が、継続して適切に実施されている。		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

I-5-2	ひとり親家庭への支援	担当課	セーフティネットコールセンター・子育て課
-------	------------	-----	----------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
<p>No.33 (セーフティネットコールセンター) ・経験の浅い相談員と、ベテランの相談員と一緒に相談室に入り、面接相談の評価検証する機会を作ることで、相談スキルを共有できた。</p>	<p>No.33 (セーフティネットコールセンター) ・コロナウイルス感染拡大の影響で、新任研修がテキストのレポート提出形式になったり、26市相談員連絡会の開催委が中止したり、相談に有益な情報収集の機会が減ってしまった。</p>	<p>No.33 (セーフティネットコールセンター) ・今後も、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、26市の連絡会や研修の延期が考えられるが、必要な時は個々に他市の現状を聞き取るなどし、相談支援に有益な知識を得る努力をしていく。</p>
<p>No.34 (セーフティネットコールセンター) ・引き続き「ひとり親家庭のしおり」を各関係機関窓口にて配付。 ・ひとり親支援セミナーを2回実施。「アフターコロナを生き抜くための仕事や子育ての考え方」、「離婚前後の法的手続き」について学び、コロナ禍で定員一杯の参加者を得た。</p>		<p>No.34 (セーフティネットコールセンター) ・しおりは発行から3年経ち、制度が改正になっている部分もあるので、5年後の改訂に向けて、内容の検討が必要。</p>
<p>No.35 (セーフティネットコールセンター) ・ひとり親家庭で貸付を希望される方へ、他の給付型奨学金、学費の減免制度等の案内も含め説明し、貸付を行った。また、条件的に当課の貸付が受けられなかった方へ、他の奨学金・貸付の制度を含め案内を行い、必要な場合は他機関へ連絡し引継ぎを行った。 ・ひとり親の家賃助成については、引続き実施。86世帯に家賃助成を行った。また、コロナウイルス感染拡大の影響を配慮し、通常の家賃助成から外れた大学1・2年相当の年齢のお子さんが居る家庭へも令和2年、3年度の時限付で家賃助成を行った。</p> <p>(子育て課) ・要件に該当する方へ適正な派遣計画により実施。</p>	<p>No.35 (子育て課) ・派遣ヘルパー数の確保。</p>	<p>No.35 (セーフティネットコールセンター) ・家賃助成については受けられるのに申請をしていない人がいないかの確認方法が難しいので、様々な機会を使って周知していく。</p> <p>(子育て課) ・安定した事業の実施。</p>

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.7
29年度	4.3
30年度	4.0
31年度	4.3
32年度	4.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-1-1 ★重点施策	ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課
--------------	--------------------	-----	----------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でも参画できる環境づくり
 施策の 1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した生活への環境を整備する
 方向性

- ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ
 企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取り組み事例の紹介などを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
36	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課	市民に対し、情報紙などにより、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 随時情報提供 ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・メーリングリスト等で年1回以上情報提供する。	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 随時情報提供 ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・メーリングリスト等で年1回以上情報提供する。	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 随時情報提供 ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・メーリングリスト等で年1回以上情報提供する。	市民のワーク・ライフ・バランスに対する認知度 70%	3.5	3.5	4.0	3.5	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.36 (男女平等課(←平和と人権課)) ・東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 ・HP・広報にて職場でのハラスメント防止に対する啓発や相談機関の連絡先等を掲載した。 (産業振興課) ・東京都労働相談情報センター八王子事務所と共催事業として、パート・契約社員で働く基礎知識や、雇用トラブル対処法等を扱うセミナーを実施し、関連チラシ、パンフレット等の市内施設への掲出を行った。 ・また、労働局と共催にて、働き方改革セミナーを事業者対象に実施した。	No.36 (男女平等課(←平和と人権課)) 新型コロナウイルスの影響により、例年実施していた産業まつりへの出店によるPRや情報提供ができなかった。	No.36 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・現在管理しているメーリングリストは、市の補助金等の情報提供の目的で集められたため、啓発活動でのアプローチ方法の検討が必要。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.5
29年度	3.5
30年度	4.0
31年度	3.5
32年度	3.0



本部評価委員 コメント

- ・ワーク・ライフ・バランスを効果的に実践していくためには、行政機関も含め雇用側である企業の姿勢が重要である。企業が積極的に取り組めるような仕組みづくり(例えば優良企業を広報誌で取り上げる、優遇制度をもうける)が必要ではないか、関係機関と連携して検討していく必要がある。
- ・市民向けの啓発セミナーとしては、身近に感じられる話題(育児・介護・自己啓発・健康など)からセミナー内容を考えることでも有効であるとする。
- ・コロナ禍でテレワークやオンライン会議の環境整備は進んだ。ワーク・ライフ・バランスの実践は行政側だけでは実現が難しい。地域の大学やシンクタンクなどとも連携し、産官学協働で行っていく方法を考えてはどうか。
- ・ワーク・ライフ・バランスについては、市内中小企業への積極的なアプローチが必要ではないか。
- ・ワーク・ライフ・バランスとひとりで言っても、様々な施策があると思う。誰でもできる身近な取り組み等は、広く周知をお願いしたい。

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-1-2	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課
--------	------------------------------------	-----	----------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の 1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した生活への環境を整備する方向性

- ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ
 企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取り組み事例の紹介などを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
37	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課	事業所に対し、情報紙などにより、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する意識啓発を行う。	随時情報提供 労務制度に関する情報について、有効な手段を構築する。	随時情報提供 必要とする事業所へ企業訪問等により適宜情報提供を行う。	随時情報提供 労務制度に関する情報を企業訪問・ミーリングリスト等で年1回情報提供する。	ワーク・ライフ・バランスに対する認識が高まった事業所が増えている。	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
38	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業・事業所の取り組みについて、市ホームページなどで紹介する。	随時情報提供 男女平等課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。	随時情報提供 男女平等課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。	随時情報提供 男女平等課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。	紹介された好事例を参考に、ワーク・ライフ・バランスを推進した事業所が増えている。	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
39	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課	事業所に対してワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供を行う。	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・ミーリングリスト等で年1回以上情報提供する。	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・ミーリングリスト等で年1回以上情報提供する。	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・ミーリングリスト等で年2回以上情報提供する。	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業に参加したり、助成制度を利用する事業所が増えている。	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.37 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。 (産業振興課) ・啓発冊子等を窓口等で一部配布した。	No.37 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・企業訪問による配布はできなかった。	No.37 (男女平等課(←平和と人権課)) ・情報を充実させ、発信する。 (産業振興課) ・係員平均時間外が減らないなか、職員ワークライフバランス確保のため、変わらず企業訪問を減らさざるを得ない状況である。
No.38 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・事例集を市内施設の窓口等で一部配布した。	No.38 (男女平等課(←平和と人権課)) ・検討したが、ホームページ掲載までには至らなかった。 (産業振興課) ・市HPでの紹介はできなかった。	No.38 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・市内企業の表彰事例等が発生しなかった場合の紹介方法について検討をする必要がある。
No.39 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。 (産業振興課) ・助成制度に関するチラシを窓口等で一部配布した。	No.39 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・企業訪問、ミーリングリストでの情報提供はできなかった。	No.39 (男女平等課(←平和と人権課)) ・情報を充実させ、発信する。 (産業振興課) ・ワークライフバランスについて中小企業の理解が進んでいない中、ミーリングリストにより情報提供することで、ミーリングリストの本来の効果が薄れることが懸念される。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.0
29年度	2.5
30年度	2.5
31年度	2.5
32年度	2.5



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-2-1 ★重点施策	多様なニーズに対応する保育体制の充実	担当課	保育課・子ども家庭支援センター
--------------	--------------------	-----	-----------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の方向性 2 子育てへの支援を充実する

- 多様なニーズに対応する保育体制の充実
 男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立し、さまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。
- 子育てを地域で支える仕組みの充実
 子育て中の親が孤立することがないよう、身近な地域で子育てに関する情報を得たり、子育てに関する相談、交流ができるように地域の子育て拠点を充実します。また、子育て中の親を地域で支え合う体制をつくるために、子育ての支援ができる地域人材を育成し、活用を図ります。
- 男性の育児への参加促進
 また、男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう、子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育てを支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標		達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
40	待機児童の解消	保育課	保育ニーズの動向に併せた保育園の確保。	1回/年以上の検討	1回/年以上の検討	待機児童 0人	待機児童 0人	1回/年以上の検討	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
41	一時保育・ショートステイ・トワイライトステイの充実	子ども家庭支援センター	一時保育・ショートステイ・トワイライトステイを充実する。	・より使いやすい一時保育事業(公立保育園での一時保育事業実施含む)の実施にむけ一時保育検討委員会で検討。 ・事業のPR(広報ひの、HP、ほけっとナビ等)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業空白地域の対応を検討 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ほけっとナビ等)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業空白地域の対応を検討 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ほけっとナビ等)	内容が充実し、利用者の利便性も向上している。	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	
42	延長保育、休日保育、病児・病後児保育の促進	保育課	延長保育、休日保育、病児・病後児保育を促進する。	延長保育、休日保育、病児・病後児保育の継続実施。	延長保育、休日保育、病児・病後児保育の継続実施。	延長保育、休日保育、病児・病後児保育の継続実施。	延長保育、休日保育、病児・病後児保育の継続実施。		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.40 (保育課) ・就学前児童人口と保育需要の動向を注視しながら、事業者等からの保育所整備の提案などの情報整理に努めた。 ・入園申請で不承諾となった世帯に対しては、保育所の空き情報提供や家庭の状況把握を行った。		No.40 (保育課) ・就学前児童人口と保育需要の動向を引き続き注視しつつ、入園申請世帯の保育の必要性については、引き続き状況把握を進める必要がある。
No.41 (子ども家庭支援センター) ・一時保育事業検討委員会を今年度1回実施。一時保育事業の実施状況について検討を行った。 ・31年度からは民間保育園での一時保育が2園新規に実施した。うち1園は0歳児の一時保育も行っている。広報ひの2月1号にてトワイライトステイ事業のPRを実施した。	No.41 (子ども家庭支援センター) ・実施施設の増加に向けての検討は、コロナの影響で利用が減少しているため、今後のあり方も含めて検討していく必要がある。	No.41 (子ども家庭支援センター) ・トワイライトステイは稼働率が低いため、より使いやすい実施方法・場所について研究・検討を行う。
No.42 (保育課) ・保育園46園(認可・小規模・家庭的)での延長保育、市内2カ所での休日保育(認可・小規模)、市内3カ所での病児・病後児保育(延べ439人)を実施した。		No.42 (保育課) ・引き続き、延長保育・休日保育・病児、病後児保育を実施する。

<p>II-2-1 ★重点施策</p>	<p>多様なニーズに対応する保育体制の充実</p>	<p>担当課</p>	<p>保育課・子ども家庭支援センター</p>
---------------------	---------------------------	------------	------------------------

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.0
29年度	4.0
30年度	4.3
31年度	4.3
32年度	4.3



本部評価委員 コメント

- ・入園不承諾世帯へのきめ細やかな対応は評価できる。引き続き、今後の保育需要を注視しつつ取り組まれない。
- ・幼児教育無償化により今までと異なった保育ニーズが生まれてきているので、この点も考慮し、有効な保育体制構築に取り組んでいただきたい。
- ・一時保育事業が民間保育園2園で開始されたこと、市内46園での延長保育、休日保育、市内3か所での病児、病後児保育の実施は、働きながら子育てを行っている親の要望に沿った施策であり、若い世代の親たちにアピールできると評価している。今後も充実していただきたい。
- ・一時保育事業検討委員会において、この事業の状況や課題を掘り下げ、公立保育園での実現について検討をし、また民間保育園への支援の充実も検討することで、より良い保育が行われるよう期待している。

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-2-2	子育てを地域で支える仕組みの充実	担当課	子育て課・子ども家庭支援センター・ 保育課・健康課
--------	------------------	-----	------------------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の 2 子育てへの支援を充実する
 方向性

- 多様なニーズに対応する保育体制の充実
 男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立し、さまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。
- 子育てを地域で支える仕組みの充実
 子育て中の親が孤立することがないよう、身近な地域で子育てに関する情報を得たり、子育てに関する相談、交流ができるように地域の子育て拠点を充実します。また、子育て中の親を地域で支え合う体制をつくるために、子育ての支援ができる地域人材を育成し、活用を図ります。
- 男性の育児への参加促進
 また、男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう、子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育てを支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
43	子育てを地域で支える拠点の充実	子育て課	身近な地域で子育てに関する情報を得たり相談ができるように、児童館、学童クラブ、ひのっちななどの地域の拠点を充実させる。	学童クラブ施設整備の検討。「なつひの」の段階的拡充。児童館に対するニーズの検討。	検討の継続と対応	検討の継続と対応	地域を支える児童館・学童クラブ・ひのっちなとのさらなる連携と充実が図られ、より身近な拠点になっている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
44	地域の人材を活用した子育て支援	子ども家庭支援センター	子育てを地域で支えるため、子育てを支援する地域の人材を発掘・育成し、その活用を図る。ファミリー・サポート・センター事業のサービス提供体制を充実させる。	・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進めるため、「ACTすこやか子育て講座」での保育スタッフとして協力してもらう。	・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。「ACTすこやか子育て講座」での保育スタッフとして、継続して協力してもらう。	ボランティア登録が増え、子育てひろばに定着している。事業周知が進み相互援助活動に関わる提供会員が増え、会員の資質も向上し、多様化したニーズに対応できている。	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0	
45	子育て情報の提供	子育て課・保育課・健康課・子ども家庭支援センター	保育サービス、子育て相談、子育て支援事業、子育てサークルなどに関する情報提供を行う。	「児童館でまるっと早わかり」の継続と充実 「ほけつとなび」を知っている人が増える ・子育て情報サイト「ほけつとなび」を周知し登録数を増やす。 ・子育て情報誌の内容の充実 広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。	「児童館でまるっと早わかり」の継続と充実 「ほけつとなび」を知っている人が増える ・子育て情報サイト「ほけつとなび」を周知し登録数を増やす。 ・子育て情報誌の内容の充実 広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。	「児童館でまるっと早わかり」の継続と充実 「ほけつとなび」を知っている人が増える ・子育て情報サイト「ほけつとなび」を周知し登録数を増やす。 ・子育て情報誌の内容の充実 子育て情報が継続的に提供されている。	・子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」発行1回/年 ・子育て情報サイト「ほけつとなび」での情報提供と随時更新	4.0	3.8	3.8	4.0	4.3

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-2-2	子育てを地域で支える仕組みの充実	担当課	子育て課・子ども家庭支援センター・ 保育課・健康課
--------	------------------	-----	------------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
<p>No.43 (子育て課) ・子ども達の放課後等の居場所は児童館・学童クラブ・ひのうちの3つの事業で支えることで、保護者(児童)は放課後等の居場所を選択でき、なおかつ、増加する学童クラブを必要とする児童全員を受け入れることができた。このことは3つの事業の連携とそれぞれの充実の表れと考える。 ・コロナ禍においても感染対策を図った上で事業を継続し、居場所の提供や相談事業を実施した。</p>	<p>No.43 (子育て課) ・学童クラブの施設状況は学校により大きく異なり、一人あたりの育成面積等の育成環境が厳しい状況となっている施設もある。この様な育成環境の改善が図れていない面がある。</p>	<p>No.43 (子育て課) ・利用希望者が増加している学童クラブの施設整備と人材確保。「なつひの」拡充のための人材確保。児童館に対するニーズの変化への対応。 ・さらなる感染対策を図るための実施方法の検討</p>
<p>No.44 (子ども家庭支援センター) ・ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数は、前年度並の水準を確保。 ・子育てパートナー事業での子育て支援員養成講座(1クール7日間)に8人の参加があった。 ・子育てパートナーには「ACTすこやか子育て講座」での保育スタッフとして協力を依頼。</p>	<p>No.44 (子ども家庭支援センター) ・感染予防のため乳幼児健診でのファミリー・サポート・センター依頼会員登録活動ができなかった。 ・子育てパートナー事業で育成した子育て支援員の活躍の場をさらに広げていきたい。</p>	<p>No.44 (子ども家庭支援センター) ・乳幼児健診での会員登録の再開 ・子育て支援員の活躍の場を確保する。</p>
<p>No.45 (子育て課) ・利用者にとって身近な10か所の全児童館において「日野の子育て、児童館でまるっと早わかり!」と題した掲示コーナーを設け、子育て・子育て支援等に関する情報の提供を行っている。また、ツイッターを活用した情報発信に努めた</p> <p>(保育課) 広報ひのや市ホームページ等を活用して保育サービスや子育て情報の提供を行った。 ・保育施設利用のしおり 年1回(10月)発行 ・保育園募集人数 HP掲載(毎月) ・公立保育園の地域向け行事や園庭解放 広報掲載(毎月) ・日野市の保育サービスの情報冊子を窓口に掲載用として設置(コンシェルジュ作成)</p> <p>(健康課) ・「ぼけっとなび」の周知は、十分にできている。</p> <p>(子ども家庭支援センター) ・「ぼけっとなび」をリニューアルし、スマートフォンアプリ対応とした。 ・外出自粛の影響か、閲覧件数は増加している。 ・子育てひろばの混雑状況を毎日「ぼけっとなび」で更新。 ・「ぼけっとなび」に地域活動子どもカレンダー・センターだよりをPDFで毎月掲載。 ・民間事業者との協働で日野市オリジナルの子育て情報誌を発行。 ・知っ得ハンドブックや「ぼけっとなび」、産前産後ケア事業のPRチラシ等を、母子手帳と一緒に配布。また転入者には市民窓口課の協力で転入手続きを行った際に配布。</p>	<p>No.45 (子育て課) ・保育園の入所に関する情報等専門的な知識と経験が必要な部分は、既存の児童館では対応できない。入り口としてつなぐ役割を果たしていく。</p> <p>(保育課) (健康課) ・スケジューラーの登録については、伸び悩んでいる</p>	<p>No.45 (子育て課) ・掲示コーナーの拡充、又はデジタルツールを利用することでの事務効率の向上をさらに図る。</p> <p>(保育課) ・引き続き積極的に情報提供を行っていく。</p> <p>(健康課) ・利用するかどうかは保護者次第であり、利用しなくても予防接種を定期に受けられているかが重要であると思われる。</p> <p>(子ども家庭支援センター) ・「ぼけっとなび」での情報発信方法の整理</p>

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.0
29年度	3.9
30年度	3.9
31年度	4.3
32年度	4.1



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-2-3	男性の育児への参加促進	担当課	健康課・保育課・子ども家庭支援センター・文化スポーツ課・中央公民館
--------	-------------	-----	-----------------------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の 2 子育てへの支援を充実する
 方向性

- 多様なニーズに対応する保育体制の充実
 男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立し、さまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。
- 子育てを地域で支える仕組みの充実
 子育て中の親が孤立することがないよう、身近な地域で子育てに関する情報を得たり、子育てに関する相談、交流ができるように地域の子育て拠点を充実します。また、子育て中の親を地域で支え合う体制をつくるために、子育ての支援ができる地域人材を育成し、活用を図ります。
- 男性の育児への参加促進
 また、男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう、子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育てを支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
46	ママ・パパクラス(妊娠・産後の育児勉強会)への参加促進	健康課	ママ・パパクラスへの男性(父親)の参加を促進する。	基礎コース 配偶者参加者数 25名 妊婦参加者数 190名 入浴コース 配偶者参加者数 200名 妊婦参加者数 200名 休日保健コース 配偶者参加者数 40名 妊婦参加者数 40名	基礎コース 配偶者参加者数 30名 妊婦参加者数 200名 入浴コース 配偶者参加者数 200名 妊婦参加者数 200名 休日保健コース 配偶者参加者数 40名 妊婦参加者数 40名	基礎コース 配偶者参加者数 35名 妊婦参加者数 210名 入浴コース 配偶者参加者数 200名 妊婦参加者数 200名 休日保健コース 配偶者参加者数 40名 妊婦参加者数 40名	基礎コース 配偶者参加者数 40名 妊婦参加者数 220名 入浴コース 配偶者参加者数 200名 妊婦参加者数 200名 休日基礎コース 配偶者参加者数 40名 妊婦参加者数 40名	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
47	子育てサークル・子育てひろば等への参加促進	保育課・子ども家庭支援センター	子育てサークル・子育てひろば等への男性(父親)の参加を促進する。	保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 “子育てひろば”で男性(父親)が参加しやすいイベントが実施されている。(土・日曜開催)子育てサークルは、平日だけでなく土曜日、日曜日の活動も取り入れるよう支援、働きかけがされている。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
48	文化、スポーツ、レクリエーション活動を通じた男性の子育て支援	文化スポーツ課・中央公民館	文化、スポーツ、レクリエーション活動への親子での参加をきっかけとして、男性の育児参加を促進する。 「男性の子育て支援講座」の内容検討	親子で参加できるスポーツ及び文化プログラムのを年1回以上実施 「男性の子育て支援講座」の内容検討	親子で参加できるスポーツ及び文化プログラムのを年1回以上実施 「男性の子育て支援講座」の内容検討	親子で参加できるスポーツ及び文化プログラムのを年1回以上実施 「男性の子育て支援講座」の内容検討	男性の育児参加への意識が高まっている。	2.5	3.5	4.0	4.0	3.0

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-2-3	男性の育児への参加促進	担当課	健康課・保育課・子ども家庭支援センター・文化スポーツ課・中央公民館
--------	-------------	-----	-----------------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
<p>No.46 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・休日開催の沐浴コースは、以前から変わらず、ほぼ夫婦で参加され、目標を十分達成している。平日開催の保健コースについても、今年度は出席者のうち、おおよそ1/3が夫婦での参加となっており、夫の参加率が上昇傾向である。</p>	<p>No.46 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・参加人数が減少。保健コース、医師講話コースはオンラインによるになっておりグループワークや仲間づくりができない。開催沐浴コースも概ね好評だが、短時間にして実施しておりやや忙しいとの意見もある。</p>	<p>No.46 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・新型コロナウイルス感染状況を考慮したうえでの開催方法の適宜検討。</p>
<p>No.47 (保育課) ・父親が参加しやすいよう、土曜日に行事を実施すると共に、父親に積極的に話しかけ、子どもの成長を伝えながら保育園に親しみを持ってもらうことにより、多くの方が行事に参加した。 ・園行事の父親参加 延157日、1,488人(公立保育園10園集計)</p> <p>(子ども家庭支援センター) ・子育てひろばでは、父親が参加しやすい日曜日や土曜日に親子向けのイベントを実施。 地域子ども家庭支援センター万願寺: ベビーマッサージ、親子で手形、シングルママパパ等 地域子ども家庭支援センター多摩平: ベビーマッサージ、ファミリーの日、シングルママパパ等</p>		<p>No.47 (保育課) ・引き続き父親の参加を促すため、行事日程や周知方法を工夫していく。</p>
<p>No.48 (文化スポーツ課) ・親子で楽しめるイベントとして、スポーツでは多摩動物公園ウォーキング、ブルーベリーウォーキング、スポーツ体験会グラウンドゴルフを実施した。</p> <p>(中央公民館) ・令和2年12月にZoomによるオンライン講座で「アンガーマネジメント講座」を実施した。「アンガーマネジメント」とは、怒らなければならないときは上手に怒る一方、必要のないときは怒らないようにする心理トレーニングのことを指し、子育ての際にどうしてもイライラしてしまう、という悩み解決の一助となる講座。参加者の中には男性の姿も見られた。</p>	<p>No.48 (文化スポーツ課) ・コロナの影響でスポーツレクリエーションフェスティバルが中止となった。 ・市民会館・七生公会堂が、コロナの影響と大規模修繕のため、令和2年度はほとんど閉館しており、親子向け文化プログラム等を実施できなかった。</p> <p>(中央公民館) ・男性を中心とした子育て講座の未実施</p>	<p>No.48 (文化スポーツ課) ・withコロナ、アフターコロナにおける感染拡大防止を踏まえた子育て世代向けのスポーツ・文化の新たな事業実施モデルの構築</p> <p>(中央公民館) ・公民館では子育てサークル参加者発案で「ママのための自分時間」という子育てから離れて自分の時間を過ごす企画を実施した。3年度も子育て世代が中心の手芸サークルによる居場所作り企画実施予定の中で、育児中の男性への支援事業を随時検討・実施していく。</p>

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.8
29年度	4.2
30年度	4.3
31年度	4.3
32年度	4.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-3-1	男女がともに介護を担う意識づくり	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・高齢福祉課
--------	------------------	-----	----------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の 3 介護への支援を充実する
 方向性

- 男女がともに介護を担う意識づくり
 介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、介護を担うことができるような意識づくりに向けた啓発を行います。
- 介護者への支援
 家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや、地域で支え合う仕組みづくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
49	男女がともに介護を担う意識づくりのための啓発、情報提供	男女平等課(←平和と人権課)・高齢福祉課	男女がともに介護を担う意識づくりのためのセミナー等を開催し、啓発、情報提供を行う。	随時情報提供 地域包括支援センターとの協働による介護教室実施の検討する。 セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識が高める。 パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介助者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりが進める。	随時情報提供 地域包括支援センターとの協働による介護教室実施の検討する。 セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識が高める。 パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介助者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりが進める。	随時情報提供 地域包括支援センターとの協働による介護教室実施の検討する。 セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識が高める。 パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介助者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりが進める。	セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識が高まっている。 パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介助者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う態勢づくりが進められている。	4.0	4.0	3.5	3.5	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.49 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 (高齢福祉課) ①情報提供:「ともに支えあいの介護保険」等のパンフレットを包括支援センターや窓口に設置し、周知している。 ②地域包括支援センターとの協働:地域の高齢者を対象に、介護教室や介護予防教室等実施し、介護に関する知識の向上、意識啓発に努めている。	No.49 (男女平等課(←平和と人権課)) (高齢福祉課) ・コロナにより教室実施を縮小した	No.49 (男女平等課(←平和と人権課)) (高齢福祉課) No.49 (高齢福祉課) ①より広い周知や、わかり易いパンフレット等の作成を検討する。 ②地域課題や住民ニーズの把握に努め、より効果的な講座、勉強会等を実施していく。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.0
29年度	4.0
30年度	3.5
31年度	3.5
32年度	3.0





第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-3-2 ★重点施策	介護者への支援	担当課	高齢福祉課
--------------	---------	-----	-------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

- 目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の方向性 3 介護への支援を充実する
- 男女がともに介護を担う意識づくり
 介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、介護を担うことができるような意識づくりに向けた啓発を行います。
 - 介護者への支援
 家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや、地域で支え合う仕組みづくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
50	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	高齢福祉課	多様な介護サービス、介護保険外サービスを実施し、介護者の負担軽減を図る。また、レスパイトケア※5事業を充実していく。	看護小規模多機能型居宅介護事業を実施する。	特別養護老人ホーム1ヶ所新設に伴うショートステイの拡充が図られている。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は対応エリアを拡充する。	特別養護老人ホーム1ヶ所新設に伴うショートステイの拡充が図られている。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は対応エリアを拡充する。	特別養護老人ホーム2ヶ所新設に伴うショートステイの拡充が図られている。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は対応エリアが拡充されるとともに、事業所の新設も促進されている。看護小規模多機能型居宅介護事業が実施されている。	5.0	5.0	4.0	5.0	2.0
51	地域で支え合う仕組みづくり(認知症カフェ設置等)の検討	高齢福祉課	認知症の人や家族を地域全体で支え合う仕組みづくりを推進するため、認知症カフェの設置や認知症サポーターの養成を行う。	多摩平の森街に医療連携型認知症カフェを新設する ※認知症サポーターの養成数については、既に計画上の目標を達成しているため、年度ごとの目標として設定せず、引き続き養成数を増やす取組を進めていきます。	レスパイト型認知症カフェ新設の検討を進める	レスパイト型認知症カフェを新設する	認知症サポーターの養成数10,000人	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.50 (高齢福祉課) ・看護小規模多機能型居宅介護事業については、平成30年度に事業所が新設され、対応を拡大して本年度も実施することができた。	No.50 (高齢福祉課) ・特別養護老人ホームの新設及び定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の新設は、介護サービスの総量コントロールから新設することは見送った。	No.50 (高齢福祉課) ・令和5年度に向けたグループホームの新設
No.51 (高齢福祉課) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症サポーター養成講座の実施回数は例年に比べ少なくなりましたが、今年度618人の方に認知症サポーターになっていただいた。	No.51 (高齢福祉課) なし	No.51 (高齢福祉課) ・認知症カフェ「オレンジ広場」の運営ボランティアやチームオレンジのメンバー等、認知症サポーターの方の活躍の場を創出すること。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.5
29年度	5.0
30年度	4.5
31年度	5.0
32年度	3.5



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

<p>II-3-2 ★重点施策</p>	<p>介護者への支援</p>	<p>担当課</p>	<p>高齢福祉課</p>
---------------------	----------------	------------	--------------

本部評価委員 コメント

- ・ショートステイ事業の拡充は、介護をする家族が一時的に介護から解放されることで休息を得られるようにする支援であることから、介護者の心のケアにもつながる。これからも当該事業の充実をお願いしたい。
- ・認知症の介護は家族には大変大きな負担となる。認知症対応型のサービスについては、より充実したサービスを提供できるようにしていただきたい。
- ・令和5年度のグループホームの新設に向けては、十分に調査検討を行い、運営体制や質については十分検討を重ねて準備されたい。
- ・「オレンジ広場」を運営している各団体との交流会を開催することは、課題や問題点をお互いに洗い出し、より良い運営ができるようにすることとなり、この事業の底上げにもなることだと思う。

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-4-1 ★重点施策	女性へのライフステージを通じた就業支援	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課
--------------	---------------------	-----	----------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の方向性 4 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境を整備する

● 女性へのライフステージを通じた就業支援

女性の働き方は、結婚や妊娠・出産などのライフステージが変化することにより影響を受けます。今は、就労を中断しているが、いつか働きたいと考えている女性に対し、ライフスタイルに合わせて就労の選択ができるよう、家庭内のできる仕事、短時間の勤務及び起業などに関する情報提供を行います。また、就労の中断期間を生かした、再就職へのキャリアプランづくりを支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標		達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
52	女性の再就職支援	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課	ハローワーク等と連携し、再就職を支援する講座等を実施する。女性の資格取得や職能開発などに関する情報提供を行う。	ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 女性の再就職の導入となるセミナー2回/年 パートタイムセミナーを年3回開催	ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 女性の再就職の導入となるセミナー2回/年 パートタイムセミナーを年3回開催	ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 女性の再就職の導入となるセミナー2回/年 パートタイムセミナーを年3回開催	随時情報提供を行うほか、講座等の実施により、女性の再就職に向けた支援が推進されている。	パートタイム就職支援セミナー2回以上/年開催 ハローワークと共催の再就職支援講座2回/年開催	4.5	4.0	4.0	4.5	3.5
53	女性の創業支援	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課	多摩平の森産業連携センター(PlanT)等を活用し、女性の創業支援のための講座等を実施する。また、創業に活用できる融資制度等に関する情報提供を行う。	随時情報提供 女性にも配慮した創業セミナー等2回以上/年開催	随時情報提供 女性にも配慮した創業セミナー等2回以上/年開催	随時情報提供 女性にも配慮した創業セミナー等2回以上/年開催	講座等の実施により、女性の創業に向けた支援が推進されている。融資制度については、HPや窓口等で随時情報発信がされている。	女性にも配慮した創業セミナー等2回以上/年開催	4.0	4.0	3.5	3.5	2.5
54	女性のためのキャリア相談の実施	男女平等課(←平和と人権課)	キャリア相談の実施に向けた検討を行う。	効果的なキャリア相談の実施方法について検討	効果的なキャリア相談の実施方法について検討	効果的なキャリア相談の実施方法について検討	女性のキャリアアップのための支援体制が整っている。		3.0	3.0	4.0	4.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.52 (男女平等課(←平和と人権課)) ・ハローワーク八王子との共催によるパソコン講習を実施し、女性の再就職を支援することができた。(実績:年2回述べ20名参加。) ・東京しごとセンター多摩と共催し、「女性のための再就職支援セミナー」を実施した。(参加人数29名) (産業振興課) ・窓口や広報にて、女性向けの就職支援イベント等の情報発信をおこなった。	No.52 (男女平等課(←平和と人権課)) ・新型コロナウイルスの影により、パソコン講習の前段階として子ども同伴で参加できる「子育て中の就職はじめの一歩セミナー」が開催できなかった。 (産業振興課) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、パートタイムセミナー等を実施できなかった。	No.52 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課)
No.53 (男女平等課(←平和と人権課)) ・厚生労働省等からのリーフレットを配架し、随時情報提供した。 (産業振興課) ・オンラインによる創業セミナーを実施した。	No.53 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育付きの創業スクールの実施ができなかった。	No.53 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・オンラインによる支援の充実。
No.54 (男女平等課(←平和と人権課))	No.54 (男女平等課(←平和と人権課)) ・新型コロナウイルスの影響により、「子育て中の就職はじめの一歩セミナー」が開催できなかった。	No.54 (男女平等課(←平和と人権課))

<p>II-4-1 ★重点施策</p>	<p>女性へのライフステージを通じた就業支援</p>	<p>担当課</p>	<p>男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課</p>
---------------------	----------------------------	------------	-----------------------------

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.8
29年度	3.7
30年度	3.8
31年度	4.0
32年度	3.0



本部評価委員 コメント

- ・ハローワークや東京都しごと財団との共催による女性限定の再就職を目指すスキルアップ講座や面接会の開催は、就職支援の専門家が講師となるため、参加者の意識も高まり、就職に直結するものとして評価できる。
- ・育休中の女性にスポットを当て、仕事を辞めるか迷っている人、続けられるか不安な人に対して、その不安を解消して、キャリアの継続を意識した講座は有効であると思う。関連機関での相談事業等情報収集しながら、女性のキャリアに関する支援事業について検討されたい。
- ・子ども同伴・保育付きでのセミナーなど、女性が就業に対して前向きになれるような施策は評価できる。今後も継続してほしい。

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-5-1	雇用における男女平等参画の推進	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課・市長公室
--------	-----------------	-----	---------------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の 5 誰もが能力を発揮して働くことができるように環境を整備する
 方向性

- 雇用における男女平等参画の推進
 女性が就労を継続できるよう、母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をします。
- 事務所等における意思決定過程への女性参画促進
 事業所等における意思決定過程への女性の参画推進のために、女性を意思決定の場に多数参加させるなどのポジティブ・アクション※6を進めている事業所を紹介し、その導入を促します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況					
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
55	雇用における男女平等推進のための情報提供・啓発	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課	事業所、労働相談情報センターと連携し、雇用における男女平等を推進するための情報提供、講座を実施する。(母性健康管理を含む男女雇用機会均等法などの法制度や、労働者派遣法、パートタイム労働法など)	随時情報提供 労働情報センターとセミナーを年3回開催。	随時情報提供 労働情報センターとセミナーを年3回開催。	随時情報提供 労働情報センターとセミナーを年3回開催。	雇用における情報提供や講座がしっかりと実施されている。	労働情報センターと共催のセミナー3回/年開催	4.0	4.0	4.0	3.5	4.0
56	労働に関する相談と情報提供	男女平等課(←平和と人権課)・産業振興課・市長公室	労働相談情報センターと連携を図り、労働に関する相談や情報提供を行う。	随時情報提供 関連部署への労働相談情報センターからのチラシやポスターの掲示による情報提供及び啓発活動 労働相談事業の継続及び周知	随時情報提供 関連部署への労働相談情報センターからのチラシやポスターの掲示による情報提供及び啓発活動 労働相談事業の継続及び周知	随時情報提供 関連部署への労働相談情報センターからのチラシやポスターの掲示による情報提供及び啓発活動 労働相談事業の継続及び周知	雇用に関する情報が適切に提供され、労働に関する相談ができている。		4.0	3.7	3.7	3.7	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.55 (男女平等課(←平和と人権課)) ・厚生労働省等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。 (産業振興課) ・新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、4回の労働セミナーを実施した。	No.55 (男女平等課(←平和と人権課))	No.55 (男女平等課(←平和と人権課))
No.56 (男女平等課(←平和と人権課)) ・厚生労働省等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。 (産業振興課) ・東京都労働相談情報センターとの共催で4回(8日間)の労働セミナーを実施。 ・関連就労支援施設のチラシ配下、各施設への配布。 (市長公室) ・社会保険労務士による労働相談の継続実施。 ・相談内容に応じて、法律相談や労働相談情報センターの紹介。	No.56 (男女平等課(←平和と人権課)) (市長公室) ・コロナ感染拡大防止のため労働相談2/12回休止。	No.56 (男女平等課(←平和と人権課)) (市長公室) ・新たな相談対応が可能な設備等の充実。 ・労働相談の利用率の向上、周知。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.0
29年度	3.8
30年度	3.9
31年度	3.6
32年度	4.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-5-2	事業所等における意思決定過程への女性参画促進	担当課	男女平等課(←平和と人権課)
--------	-------------------------------	-----	----------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の 5 誰もが能力を発揮して働くことができるように環境を整備する
 方向性

- 雇用における男女平等参画の推進
 女性が就労を継続できるよう、母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をします。
- 事業所等における意思決定過程への女性参画促進
 事業所等における意思決定過程への女性の参画推進のために、女性を意思決定の場に多数参加させるなどのポジティブ・アクション※6を進めている事業所を紹介し、その導入を促します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
57	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	男女平等課(←平和と人権課)	事業所に対し、女性活躍推進法等に関する情報提供を行う。また、女性が意思決定の場に多数参加するなど、ポジティブ・アクションを推進している事業所に関する情報収集や提供を行う。	随時情報提供	随時情報提供	随時情報提供	事業所等における意思決定過程への女性参画が進んでいる。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.57 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。	No.57 (男女平等課(←平和と人権課))	No.57 (男女平等課(←平和と人権課))

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.0
29年度	3.0
30年度	3.0
31年度	3.0
32年度	3.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-6-1 ★重点施策	防災対策における女性の参画推進	担当課	防災安全課・男女平等課(←平和と人権課)
--------------	-----------------	-----	----------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
 施策の方向性 6 男女平等参画の視点に立った防災体制の確立

● 防災対策における女性の参画推進

防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、女性防災リーダー育成のための取り組みを行います。災害用備蓄品の準備など、日頃の防災対策に男女双方の視点を活かし、災害時には男女の異なったニーズを把握した避難所運営ができるよう準備をします。

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
58	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災安全課・男女平等課(←平和と人権課)	防災会議委員に女性を積極的に登用する。	女性防災会議委員の積極的な登用	女性防災会議委員の積極的な登用	女性防災会議委員の積極的な登用	防災会議委員の女性委員の割合が高まっている。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
59	女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進	防災安全課・男女平等課(←平和と人権課)	防災における男女共同参画のための講座を実施し、自主防災組織等における女性防災リーダーの裾野を広げる。防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるように、避難所運営組織の女性の参画を推進する。	講座を実施し、女性防災リーダーの裾野を広げる。 ・女性防災リーダー育成講座の開催 ・自主防災組織の女性リーダー数を全体の30%以上とする。	講座を実施し、女性防災リーダーの裾野を広げる。 ・女性防災リーダー育成講座の開催 ・自主防災組織の女性リーダー数を全体の30%以上とする。	講座を実施し、女性防災リーダーの裾野を広げる。 ・女性防災リーダー育成講座の開催 ・自主防災組織の女性リーダー数を全体の30%以上とする。	自主防災組織役員に占める女性の割合 30% 避難所運営に女性リーダーが30%以上となるよう可能な限り調整	3.5	3.5	3.8	4.5	4.0
60	男女のニーズに配慮した避難物資の整備	防災安全課・男女平等課(←平和と人権課)	指定避難所等に、女性の視点による災害用備蓄の充実を図る。	指定避難所へのパーテーション配備継続	指定避難所へのパーテーション配備完了	女性に配慮した災害備蓄品導入の検討	避難所では、性別に配慮した備品が配備されている。	3.0	3.0	3.3	3.0	3.5

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.58 (防災安全課) (男女平等課(←平和と人権課)) ・女性登用状況調査を行い、庁内の審議会・委員会に関する状況を把握し、各委員会において積極的に女性を登用するよう庁内掲示板等にて呼びかけた。	No.58 (防災安全課) ・コロナウイルス感染症対策のため、会議の開催がなかった。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・庁内全体の女性登用状況が33.4%にとどまり、令和2年度までの目標である40%に達成できなかった。	No.58 (防災安全課) ・R3年度の改定時には、女性員を含めた防災会議を実施できるようにする。 (男女平等課(←平和と人権課))
No.59 (防災安全課) (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画地域防災講座「主役はわたしたち！コロナ時代の防災対策」(77名参加)を実施し、地域防災における男女共同参画の重要性を啓発することができた。	No.59 (防災安全課) ・自主防災組織会長の女性割合は約16%にとどまっている。 (男女平等課(←平和と人権課))	No.59 (防災安全課) ・防災講話等で防災における女性の視点の重要性について、継続して周知していく (男女平等課(←平和と人権課))
No.60 (防災安全課) ・生理用品備蓄品の更新 ・パーテーション等の購入 (男女平等課(←平和と人権課))	No.60 (防災安全課) (男女平等課(←平和と人権課))	No.60 (防災安全課) ・購入した備蓄品の運用等について検討を行う必要がある。 (男女平等課(←平和と人権課))

II-6-1 ★重点施策	防災対策における女性の参画推進	担当課	防災安全課・男女平等課(←平和と人権課)
--------------	-----------------	-----	----------------------

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.2
29年度	3.2
30年度	3.4
31年度	3.5
32年度	3.5



本部評価委員 コメント

・女性防災リーダー育成講座では、防災に女性の視点が重要であることを学び、積極的に女性が防災に関与していくこと、それを男性にも理解してもらうために、男性も参加できる「男女平等参画地域防災リーダー育成講座」に変更したことは、効果があったと感じた。さらに広く、防災分野における男女共同参画を推進するために、講習内容や開催場所等を見直しながら実施に向けて調整されたい。

・性別に配慮した備蓄の導入は評価できる。今後さらにすすめること、また、災害時に備蓄を有効に配布・使用できるよう対策を講じることが重要である。

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-7-1	市民・事業者等との連携	担当課	男女平等課(←平和と人権課)
--------	-------------	-----	----------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でもに参画できる環境づくり
 施策の 7 市民との連携による男女平等参画の推進
 方向性

● 市民・事業者等との連携

市民が参加しやすい講座やイベントの開催、市民のニーズを的確に把握した情報提供ができるよう、ジェンダーの視点を持つ市民団体などと協働した取り組みを行います。また、活動団体の状況を把握し、その活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
61	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	男女平等課(←平和と人権課)	男女平等推進センター登録団体との連携などにより、講座・イベント等を実施する。	登録団体との連携による講座・イベントを前年度実施数と同数か、それ以上実施する。	登録団体との連携による講座・イベントを前年度実施数と同数か、それ以上実施する。	登録団体との連携による講座・イベントを前年度実施数と同数か、それ以上実施する。	登録団体との連携による講座・イベントの数が増えている。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
62	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	男女平等課(←平和と人権課)	男女平等推進センターフォーラム等により、学習機会や交流の場を提供する。	センターフォーラム1回/年実施 市民等のニーズに合った講座等を3回/年以上実施する。	センターフォーラム1回/年実施 市民等のニーズに合った講座等を3回/年以上実施する。	センターフォーラム1回/年実施 市民等のニーズに合った講座等を3回/年以上実施する。	市民団体等へ提供している学習機会や交流の場が増えている。 センターフォーラム1回/年実施	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.61 (男女平等課(←平和と人権課))	No.61 (男女平等課(←平和と人権課)) ・登録団体「NPO法人日野市レクリエーション協会」と「楽しもう！レクリエーション」を共催する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	No.61 (男女平等課(←平和と人権課))
No.62 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画地域防災講座「主役はわたしたち！コロナ時代の防災対策」(77名参加)座や「女性のためのカラダ講座」(43名参加)などを実施した。	No.62 (男女平等課(←平和と人権課))	No.62 (男女平等課(←平和と人権課))

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.5
29年度	3.5
30年度	3.5
31年度	3.5
32年度	3.5



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-8-1	意思決定段階への男女双方の参画推進	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・全庁
--------	-------------------	-----	-------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でも参画できる環境づくり
 施策の 8 地域における男女平等参画の場と機会提供を拡大する
 方向性

- 意思決定段階への男女双方の参画推進
 男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。
- 男性高齢者の社会参加の促進
 日野市の50歳～60歳代の男性で一人暮らしの場合、47.1%の方が「心配事や悩み事があったときに、耳を傾けてくれる人はいない」と回答しており、人とつながりを持ちにくい状況にあることがわかります。家の中に閉じこもりがちになることによって、心身の健康を害するリスクも高くなります。男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。
- 女性の参画推進による農業活性化
 農業に携わる女性が生産活動と家庭生活への過重な負担を負うことがないように、家族経営協定の普及を図ります。また、日頃の消費者との交流や食育活動を通じ、地域のニーズを熟知した女性農業者の加工品開発や商品化などの活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
63	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画促進	男女平等課(←平和と人権課)・全庁	まちづくり、地域経済の活性化などあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画を働きかける。	適切な啓発及び情報提供を行う。	適切な啓発及び情報提供を行う。	適切な啓発及び情報提供を行う。	啓発により、地域におけるあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画が推進されている。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
64	地域での女性の能力活用	男女平等課(←平和と人権課)	女性が能力を発揮し、あらゆる分野の意思決定段階へ参画できるように、男女双方の視点の重要性について啓発及び情報提供する。	適切な啓発及び情報提供を行う。	適切な啓発及び情報提供を行う。	適切な啓発及び情報提供を行う。	啓発及び情報提供により、地域におけるあらゆる分野の意思決定段階に、男女双方の視点が活かされ、女性の能力が活用されている。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.63 (男女平等課(←平和と人権課)) ・委員会、審議会等への女性委員登用状況調査を行い、その結果を庁内掲示板や事務報告にて周知し、各部署における委員会等設置の際には、女性委員登用を積極的に行うことを呼びかけた。 (女性を含む委員会の数 H31 88.9% R2 88.0%) ・男女平等参画パネル展等や男女平等推進センター情報誌ふらっとだより第30号にてジェンダーギャップ指数における日本の順位(121位/153カ国)が政治分野で特に数値が低いことを示し、幅広く市民に周知した。	No.63 (男女平等課(←平和と人権課))	No.63 (男女平等課(←平和と人権課))
No.64 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」を男女平等参画週間パネル展等各イベントにて啓発グッズとともに配布、また、市内公の施設へ配架及び他自治体の男女平等推進センターへ配布し、男女平等についての情報提供を行った。	No.64 (男女平等課(←平和と人権課))	No.64 (男女平等課(←平和と人権課))

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.5
29年度	3.5
30年度	3.5
31年度	3.5
32年度	3.5



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-8-2 ★重点施策	男性高齢者の社会参加の促進	担当課	高齢福祉課
--------------	---------------	-----	-------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でもに参画できる環境づくり
 施策の 8 地域における男女平等参画の場と機会提供を拡大する
 方向性

● 意思決定段階への男女双方の参画推進

男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。

● 男性高齢者の社会参加の促進

日野市の50歳～60歳代の男性で一人暮らしの場合、47.1%の方が「心配事や悩み事があったときに、耳を傾けてくれる人はいない」と回答しており、人とつながりを持ちにくい状況にあることがわかります。家の中に閉じこもりがちになることによって、心身の健康を害するリスクも高くなります。男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

● 女性の参画推進による農業活性化

農業に携わる女性が生産活動と家庭生活への過重な負担を負うことがないように、家族経営協定の普及を図ります。また、日頃の消費者との交流や食育活動を通じ、地域のニーズを熟知した女性農業者の加工品開発や商品化などの活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
65	男性高齢者の閉じこもり防止促進	高齢福祉課	地域包括支援センターや民生委員などと連携し、閉じこもりがちな男性高齢者の生活実態や要望を把握するとともに、必要に応じて適切な情報提供や支援を行う。さらに、閉じこもりがちな男性高齢者を把握するための手段として、高齢者の実態把握調査として既に実施している「はつらつ・あんしん調査」の結果を有効活用する。	はつらつ・あんしん調査の実施により、閉じこもりがちな(心配)な男性高齢者の生活実態を把握し、調査結果を民生委員や地域包括支援センターと共有することで必要な支援等につなげていく。	はつらつ・あんしん調査の実施により、閉じこもりがちな(心配)な男性高齢者の生活実態を把握し、調査結果を民生委員や地域包括支援センターと共有することで必要な支援等につなげていく。	はつらつ・あんしん調査の実施により、閉じこもりがちな(心配)な男性高齢者の生活実態を把握し、調査結果を民生委員や地域包括支援センターと共有することで必要な支援等につなげていく。	地域包括支援センターや民生委員による高齢者宅への個別訪問や「はつらつ・あんしん調査」を実施することで、新たな男性高齢者の生活実態が把握され、調査結果が有効活用されている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
66	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	高齢福祉課	高齢者の健康づくり事業は、社会参加の機会となり、その後の地域活動へつながる効果が期待できる。健康づくり事業に対して、参加率が低い傾向にある男性高齢者に対して、市の事業・日野市老人クラブ連合会等の事業の区別なく、参加を働きかけて積極的な社会参加を促す。	男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	男性高齢者の健康づくり事業への参加状況に応じて男性の参加を促す周知がされている。	4.0	4.0	4.0	4.0	1.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.65 (高齢福祉課) ・はつらつ・あんしん調査を実施し、閉じこもりがちな(心配)な男性高齢者等の生活実態の把握を行った。令和2年度の調査対象者数は18,356人で回答者数は13,432人(回収率73.1%)。 なお、調査結果の提供先について、これまでの地域包括支援センター、民生委員のほか、UR都市機構にも情報の一部(多摩平の森の住民のみ)を提供し、提供先に対しては、心配な高齢者宅への訪問や見守り等をお願いしている。 ・調査結果から地域性等を把握し、高齢者見守り支援ネットワークにおける事業展開に活用している(近所付き合いの有無等)。 ・9～11月にかけ、一人暮らしかつ介護保険未申請である75歳以上の高齢者を対象に新型コロナウイルス感染症拡大下のなかの高齢者の生活実態を把握し、課題を把握するために、「新型コロナウイルス感染症流行による暮らしへの影響に関するアンケート」を実施した。調査対象者4,508人で回答者数は3,249人(回収率72.1%)。	No.65 (高齢福祉課) なし	No.65 (高齢福祉課) ・調査で明らかとなった閉じこもりがちな男性高齢者等を必要に応じて地域コミュニティや見守り支援、公的サービス等にスムーズにつなげていくための仕掛けが必要である。 ・また、地域で活躍したいと考えている男性高齢者等を把握し、地域の見守り活動に繋げていく。 ・フレイルリスクの高い方に必要な情報の提供や予防のための施策を検討していく。
No.66 (高齢福祉課) ・日野市老人クラブ連合会(日老連)では、会員の内外に関わらず様々な事業への男性の参加が進むよう掲示板等身近な場所でPRを行っているが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、老人クラブ関係のスポーツ大会、行事、会議は開催できなかった。	No.66 (高齢福祉課) ・新型コロナウイルスの影響により、老人クラブ関係のスポーツ大会、行事、会議で開催できなかった。	No.66 (高齢福祉課) ・老人クラブ関係のスポーツ大会、行事、会議で緊急事態宣言等による中止はやむを得ないが、平常時においては規模の縮小、開催日の分散等を行うことで参加の機会を確保する。

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-8-2 ★重点施策	男性高齢者の社会参加の促進	担当課	高齢福祉課
--------------	---------------	-----	-------

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.5
29年度	4.5
30年度	4.5
31年度	4.5
32年度	3.0



本部評価委員 コメント

・閉じこもりがちな高齢男性の支援につなげるため、はつらつ・あんしん調査の実施結果を、今後さらに具体的な施策に活用していく必要がある。見守り支援だけでは不足しているサービスを把握し、地域性も把握しながら、より具体的な支援策について検討・実施していくことが望まれる。

・健康づくり事業では、高齢男性の参加促進について積極的なPRを実施していることが伺える。PR活動と並行し、どうしたら男性が参加しやすい場になるかという検討も必要であると考えられる。
新規参加がしやすい雰囲気づくりなど、工夫・検討されたい。

・高齢者が主でもあり、感染には細心の注意を払う必要があるため、新型コロナウイルスの影響による老人クラブ関係のスポーツ大会、行事、会議等の中止はやむを得ないことと思われる。これまでも行事や会議のオンライン開催の支援を行ってきた。一方で、精神的にも身体的にも家の中に閉じこもらないことが大事と考える。今後は感染対策を適切に行ったうえで開催していくことも必要ではないか。

第3次日野市男女平等行動計画評価シート

II-8-3	女性の参画推進による農業活性化	担当課	都市農業振興課(←産業振興課)
--------	-----------------	-----	-----------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でも参画できる環境づくり
 施策の 8 地域における男女平等参画の場と機会提供を拡大する
 方向性

● 意思決定段階への男女双方の参画推進

男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。

● 男性高齢者の社会参加の促進

日野市の50歳～60歳代の男性で一人暮らしの場合、47.1%の方が「心配事や悩み事があったときに、耳を傾けてくれる人はいない」と回答しており、人とつながりを持ちにくい状況にあることがわかります。家の中に閉じこもりがちになることによって、心身の健康を害するリスクも高くなります。男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

● 女性の参画推進による農業活性化

農業に携わる女性が生産活動と家庭生活への過重な負担を負うことがないように、家族経営協定の普及を図ります。また、日頃の消費者との交流や食育活動を通じ、地域のニーズを熟知した女性農業者の加工品開発や商品化などの活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標		達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
67	女性農業者の役割の適切な評価	都市農業振興課(←産業振興課)	女性農業者の労働時間や役割、報酬などを明文化する「家族経営協定」の締結を推進する。	家族それぞれで農業への関わり方を検討する	家族の農業に対する役割を明確化する	家族の農業に対する役割を明文化した家族経営協定書(案)を作成	家族経営協定の締結が増加している。	家族経営協定締結 2件	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
68	女性の視点を生かした農業活性化への支援	都市農業振興課(←産業振興課)	地域農業の活性化を図るため、農産物加工・販売などの新たな事業への取り組みを支援する。	新たな加工品考案のため、講師から指導を受け、視察を行う。	新たな加工品の試作等を検討する。視察も行う。	新たな加工品の販路を検討する。	新商品の販売など新たな事業への取り組み支援に加え、販路拡大などが支援されている。		3.0	2.0	2.0	2.0	2.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.67 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・家族の役割分担について明確化したことにより、女性農業者の位置づけを盛り込んだ「家族経営協定」について、認定農業者に対して行うヒアリングの中で詳しくPRや説明を行った。	No.67 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・ヒアリングの中で認定農業者に対して説明をすることは出来たが、実際に協定を締結するまでには至らなかった。	No.67 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・今後も継続して農業者に対し「家族経営協定」について説明を行う。 ・女性農業者の参画推進のため、女性農業者団体の活動を積極的に支援する。
No.68 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・女性農業者の会「みちくさ会」で東光寺大根の女性生産者を招き、日野市の伝統野菜を使ったレシピを7つ考案し、HPに掲載し、PRした。 ・ルバーブジャム等の販売に利用するため東京都のチャレンジ農業支援センターの支援事業で会のロゴを作成した。	No.68 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、予定していた視察、研修などを行えず、新商品の開発、販売には至っていない。	No.68 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・東光寺大根の干し大根のレシピ作りに取り組み、直売所などでPRに役立てる。 ・感染症対策の範囲内で行える活動に取り組み。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.0
29年度	2.5
30年度	2.5
31年度	2.5
32年度	2.5



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

III-1-1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・全庁
---------	----------------------	-----	-------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 III 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 1 行政の政策決定過程における女性の参画促進
 方向性

● 委員会などにおける男女比率の適正化の推進

女性が政策決定の場に参加する機会を増やすため、女性委員がいない審議会・委員会などをなくします。実施時間の短縮や保育の確保など、女性が参加しやすい環境を整える配慮をするとともに、男女の比率について片方の性が30%以下とならないようにします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況					
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
69	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	男女平等課(←平和と人権課)・全庁	男女の比率について片方の性に偏りが生じないように配慮しつつ、さらなる女性委員の参画を促進する。	適切な啓発及び情報提供をする。	適切な啓発及び情報提供をする。	適切な啓発及び情報提供をする。	審議会・委員会における女性委員登用率を高め、行政の政策決定過程における女性の参画促進が図られている。	日野市の審議会・委員会における女性委員の割合 40%	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
70	女性が参加しやすい環境整備	男女平等課(←平和と人権課)・全庁	女性が参加できるよう、保育の確保などの配慮をする。	保育協力員制度の活用を行う。	保育協力員制度の活用を行う。	保育協力員制度の活用を行う。	時間や保育の確保などの配慮がされ、行政の政策決定過程における女性の参画促進が図られている。		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.69 (男女平等課(←平和と人権課)) ・行政委員等における男女比率は33.4%で30%以上を維持することができた。(R1 32.4%)	No.69 (男女平等課(←平和と人権課)) ・令和2年度までの目標である40%に達成できなかった。	No.69 (男女平等課(←平和と人権課))
No.70 (男女平等課(←平和と人権課)) ・保育協力員制度の活用により配慮することができた。(保育協力員実績実績:女性相談事業 6件、DV土曜講座 2件、女性のためのカラダケア講座 4件) ・女性のためのカラダケア講座はNPO法人市民サポートセンター日野との共催により、0歳児の保育も実施することができた(4件)	No.70 (男女平等課(←平和と人権課))	No.70 (男女平等課(←平和と人権課))

4.施策の評価(本部評価)

28年度	4.0
29年度	4.0
30年度	4.0
31年度	4.0
32年度	4.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

III-2-1	男女平等に関する職員研修の充実	担当課	職員課・男女平等課(←平和と人権課)
---------	-----------------	-----	--------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 III 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の方向性 2 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

- 男女平等に関する職員研修の充実
 男女平等社会の実現に向けた施策はさまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
- 男女が対等に働く職場づくり
 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。
- ハラスメント相談及び防止体制の充実
 ハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを行います。
 ハラスメントを防止し、男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。
- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進
 日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
71	男女平等の理解を深める研修の実施	職員課・男女平等課(←平和と人権課)	職層ごとあるいは関連する内容に応じて研修を実施する。新規採用の際は職員に研修を実施する。	各種研修の実施 ・新規採用職員への研修実施 ・キャリア形成研修の実施(3年目程度) ・中堅以上の職員に対する意識啓発方法の検討	各種研修の実施 ・新規採用職員への研修実施 ・キャリア形成研修の実施(3年目程度) ・中堅以上の職員に対する意識啓発の実施	各種研修の実施 ・新規採用職員への研修実施 ・キャリア形成研修の実施(3年目程度) ・中堅以上の職員に対する意識啓発の実施	職員が男女平等の意義や必要性について理解を深めている。	3.5	3.0	3.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.71 (職員課) ・キャリア形成研修の代替として、昇任試験説明会を試験対象者向けに実施し、キャリアアップに対する意識啓発を行った。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」No.31を、障害者仕事創出委託事業によるポスティングを行った。また、男女平等の理解を深めるために庁内掲示板にて周知した。	No.71 (職員課) ・キャリア形成研修は実施できなかった。 ・中堅職員への意識啓発については課内で検討を引き続き行ったものの、有効な方策の立案までには至らなかった。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女平等全般に関する講座形式の研修は実施しなかった。	No.71 (職員課) ・中堅職員に対する意識啓発の機会確保。 (男女平等課(←平和と人権課))

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.5
29年度	3.0
30年度	3.0
31年度	3.0
32年度	3.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

III-2-2	男女が対等に働く職場づくり	担当課	職員課・男女平等課(←平和と人権課)
---------	---------------	-----	--------------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

- 目標 III 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の方向性 2 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
- 男女平等に関する職員研修の充実
 男女平等社会の実現に向けた施策はさまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
 - 男女が対等に働く職場づくり
 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。
 - ハラスメント相談及び防止体制の充実
 ハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを行います。
 ハラスメントを防止し、男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。
 - 職員のワーク・ライフ・バランスの推進
 日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況					
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
72	昇任選考の受験促進	職員課	職員が昇任選考にチャレンジすることを奨励する。	キャリア形成研修の実施(3年目対象)昇任選考受験要件の整理	キャリア形成研修の実施(3年目対象)係長職受験資格者に対する受験促進手段の検討	キャリア形成研修の実施(3年目対象)係長職受験資格者に対する受験促進手段の実施	市職員の管理職に占める女性の割合 20%	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	職員課・男女平等課(←平和と人権課)	女性職員の活躍推進に向けた学習機会等の提供。	自主研修グループ支援の実施 資格取得支援の実施 随時情報提供を行う。	自主研修グループ支援の実施 資格取得支援の実施 随時情報提供を行う。	自主研修グループ支援の実施 資格取得支援の実施 随時情報提供を行う。	女性職員の活躍推進を目的とした学習機会などが十分に提供されている。	3.5	4.0	4.0	3.5	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.72 (職員課) ・昇任試験に関する説明会を、を試験対象者向けに実施し、昇任に係る意識啓発を図った。 ・働き方改革推進に係る研修を管理職対象に実施し、多様な人材の活用について理解を深めた。	No.72 (職員課) ・キャリア形成研修は実施できなかった。	No.72 (職員課) ・係長職、管理職試験を積極的に受験する風土の醸成。
No.73 (職員課) ・自主研修グループ支援及び資格取得支援制度を通じ、自主的な学びの場を提供・支援した。 ・自治大学校、地域リーダー養成塾等、外部への研修参加機会を確保した。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・国や東京都が実施している資格取得講座等の情報提供を男女平等推進センター内掲示版やチラシラックにて周知した。	No.73 (職員課) ・特になし (男女平等課(←平和と人権課))	No.73 (職員課) ・学びの機会についての積極的な情報発信。学びを支援する風土の醸成。 (男女平等課(←平和と人権課))

4.施策の評価(本部評価)

28年度	2.8
29年度	4.0
30年度	4.0
31年度	3.8
32年度	4.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

III-2-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	担当課	職員課
---------	-------------------	-----	-----

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 III 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 2 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
 方向性

- 男女平等に関する職員研修の充実
 男女平等社会の実現に向けた施策はさまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
- 男女が対等に働く職場づくり
 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。
- ハラスメント相談及び防止体制の充実
 ハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを行います。
 ハラスメントを防止し、男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。
- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進
 日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
74	相談及び防止体制の充実	職員課	相談員の研修実施、EAP※7相談の活用により、相談体制を充実させる。アンケートの実施による実態把握、相談活動公表による活動の「見える化」を行う。	ハラスメント相談員への研修実施 ハラスメントに関するアンケートの実施・分析	EAP相談利用状況の分析、周知手段の改善検討	ハラスメント相談員への研修実施 ハラスメントに関するアンケートの実施・分析 EAP相談に関する周知方法の改善実施	相談による解決が図られるとともに、ハラスメントの発生数が減少している。	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.74 (職員課) ・ハラスメント防止対策・苦情処理委員会を実施した。 ・ハラスメント防止研修を実施した。 ・ストレスチェック実施に併せ、ハラスメントに関するアンケートを実施し、集計結果についてハラスメント防止対策・苦情処理委員会において議論を行った。 ・外部の相談窓口を継続設置した。	No.74 (職員課) ・特になし	No.74 (職員課) ・相談体制、相談活動についての継続的な周知。 ・ハラスメントに関する理解促進。 ・相談体制の更なる充実。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.0
29年度	3.0
30年度	4.0
31年度	4.0
32年度	4.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

III-2-4	職員のワーク・ライフ・バランスの推進	担当課	職員課・全庁
---------	--------------------	-----	--------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 III 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の方向性 2 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

- 男女平等に関する職員研修の充実
 男女平等社会の実現に向けた施策はさまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
- 男女が対等に働く職場づくり
 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。
- ハラスメント相談及び防止体制の充実
 ハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを行います。
 ハラスメントを防止し、男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。
- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進
 日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	職員課	育児・介護に関する休暇制度を周知し、男女ともに育児休業や介護休暇が取得しやすいような環境を整える。特に男性の育児・介護等休暇取得を促進する。	・職場の生産性向上に関する啓発 ・休暇制度、取り方に関する啓発	・職場の生産性向上に関する啓発 ・休暇制度、取り方に関する啓発	・職場の生産性向上に関する啓発 ・休暇制度、取り方に関する啓発	男性配偶者の出産前後の休暇(介添休暇、育児参加休暇、年次有給休暇等)の取得率80%	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
76	定時で業務が終了する職場づくり	職員課・全庁	仕事と仕事以外の生活の両立ができるよう、一斉退庁日(ノーマルデー)の徹底(時間外勤務の削減)を促す。	・職場の生産性向上に関する啓発 ・一斉退庁日の考え方整理	・職場の生産性向上に関する啓発 ・一斉退庁日の考え方整理	・職場の生産性向上に関する啓発 ・一斉退庁日の仕組み改善(曜日・頻度)	一斉退庁日(ノーマルデー)が遵守されている。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.75 (職員課) ・男性職員の育児休暇取得8件 ・介添休暇取得日数計16日(延べ日数) ・育児参加休暇取得日数計 44日と30時間(延べ日数)	No.75 (職員課) ・特になし	No.75 (職員課) ・男性職員の対象者の把握。
No.76 (職員課) ・時間外勤務削減の取組の一環として、一斉退庁日について再度周知を行った。 ・時間外勤務に係る届出書の提出の継続実施及び事前申請の徹底。 ・働き方改革推進に係る研修を管理職対象に実施した。 ・働き方改革推進委員会を設置した。	No.76 (職員課) ・特になし	No.76 (職員課) ・業務量全体の削減(実施すべき業務の見直し)についての議論。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	2.5
29年度	2.5
30年度	2.5
31年度	2.5
32年度	2.5



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

III-3-1	男女平等推進センターの役割の整理と事業充実	担当課	男女平等課(←平和と人権課)
---------	-----------------------	-----	----------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 III 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 3 行政における男女平等参画の推進体制づくり
 方向性

- 男女平等推進センターの役割の整理と事業充実
 男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取り組みを行います。
- 苦情処理制度の整備
 市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置と、その周知を図ります。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況					
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
77	男女平等推進センターの機能・体制の整理と効果的な周知方法の検討と実施	男女平等課(←平和と人権課)	男女平等課(←平和と人権課)と男女平等推進センターの役割を見直し、男女平等推進センターの機能・体制を整理し活性化を図る。	男女平等推進センターの現状の課題を洗い出す。	課題を認識し、機能・体制の方向性を検討する。	決定した方向性に基づき、役割を明確化、市民に周知する。	男女平等推進センターの役割について方向性が示され、市民にしっかり認知されている。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.77 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画週間に実施したパネル展の中でセンターのPRを実施した。	No.77 (男女平等課(←平和と人権課)) ・新型コロナウイルスの影響により、産業まつりや多摩平の森ふれあい館まつりが開催されなかったため、PRの機会が減少した。 ・男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」は、本年度が行動計画策定年度のため(R3.3月末完成)、来年度作成する予定。	No.77 (男女平等課(←平和と人権課))

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.0
29年度	3.0
30年度	3.0
31年度	3.0
32年度	3.0



第3次日野市男女平等行動計画評価シート

III-3-2	苦情処理制度の整備	担当課	男女平等課(←平和と人権課)
---------	-----------	-----	----------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度～32年度)での位置づけ

目標 III 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 3 行政における男女平等参画の推進体制づくり
 方向性

- 男女平等推進センターの役割の整理と事業充実
 男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取り組みを行います。
- 苦情処理制度の整備
 市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置と、その周知を図ります。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画上の目標	達成状況				
				29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
78	男女平等相談窓口の設置	男女平等課(←平和と人権課)	苦情処理制度を利用しやすいようにするため、広く相談を受け、適切な相談や苦情処理制度につなげる男女平等相談窓口の設置と、その周知を図る。	苦情処理制度に関する市HPの掲載内容を精査する。	苦情処理制度に関する市HPの掲載内容をわかりやすく更新する。	苦情処理制度に関する市HPの掲載内容の見直しを実施する。	苦情処理窓口が市民に周知されている。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.78 (男女平等課(←平和と人権課)) ・苦情処理相談窓口を設置。苦情処理まで至らないものは、他の適切な相談窓口へ繋げる	No.78 (男女平等課(←平和と人権課))	No.78 (男女平等課(←平和と人権課)) ・今後も苦情処理相談窓口及び必要な相談窓口を案内する。

4.施策の評価(本部評価)

28年度	3.0
29年度	3.0
30年度	3.0
31年度	3.0
32年度	3.0



令和3年度日野市男女平等行動計画
本部・市民評価報告書
＝令和2年度施策・事業を評価＝

令和3年(2021年)7月
事務局 日野市企画部平和と人権課
〒191-0062 東京都日野市多摩平二丁目9番地
電話 042-584-2733
FAX 042-584-2748
Eメール danjyo@city.hino.lg.jp